

承認第3号

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）（案）に対する意見について

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（提案理由）

本件は、令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに承認を求めるものである。



令和7年(2025年)5月30日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会
〔公印省略〕

令和7年度京田辺市一般会計補正予算(第1号)(案)(教育
費関係)に対する意見聴取について(回答)

令和7年5月30日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見はありません。

令和7年5月30日



京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇
〔公印省略〕

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）（教育費関係）
に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 学校教育支援費	820,227	800	821,027	0	0	800	0
計	1,306,486	800	1,307,286	0	0	800	0

10款 教育費
5項 社会教育費

4 留守家庭児童会育成事業費	107,509	12,600	120,109	8,400	0	0	4,200
計	608,125	12,600	620,725	8,400	0	0	4,200

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
12 委託料	800	5 通学安全対策事業費 通学バス運行业務委託料増
		800 800

18 負担金補助及び交付金	12,600	1 留守家庭児童会育成費 放課後児童クラブ運営補助金増	12,600 12,600

10款 教育費

令和7年度一般会計補正予算（第1号）
歳入歳出予算事項別明細（総括）

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	5,967,925	144,514	6,112,439
17 府支出金	2,561,623	13,200	2,574,823
20 繰入金	1,463,796	54,486	1,518,282
22 諸収入	1,297,191	5,700	1,302,891
歳入合計	35,108,000	217,900	35,325,900

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,449,755	47,900	3,497,655
3 民生費	13,926,106	147,600	14,073,706
6 農林水産業費	514,662	9,000	523,662
10 教育費	5,931,420	13,400	5,944,820
歳出合計	35,108,000	217,900	35,325,900

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	4,900	43,000
140,314	0	0	7,286
9,000	0	0	0
8,400	0	800	4,200
157,714	0	5,700	54,486

令和7年度 一般会計補正予算（第1号）の概要

（単位：千円）

○補正前の額	35,108,000
○補正額	217,900
○予算総額	35,325,900

◎歳入

・国庫支出金

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【社会福祉課】	123,000
・保育対策総合支援事業費補助金【こども未来政策推進室】	17,314
・留守家庭児童会運営事業費補助金【社会教育課】	4,200

・府支出金

・新規就農者確保緊急円滑化対策事業交付金【農政課】	9,000
・留守家庭児童会運営事業費補助金【社会教育課】	4,200

◎歳出

事業名：公共交通リ★デザイン大作戦 in 京田辺 43,000千円

【計画交通課・学校教育課】

国土交通省所管の「交通空白」解消緊急対策事業補助金を活用し、京田辺市地域公共交通活性化協議会が実施する市北部及び南部地域における公共交通に関する実証事業を支援するもの。

交通空白地が発生した場合の代替モードの検証を行うため、市北部では新たにAIオンデマンドモビリティサービス（有人オンデマンド乗合タクシー）の実証を、市南部では令和6年度に行ったスクールバスへの地域住民の混乗に関する実証を継続実施する。

・市北部及び市南部での実証事業にかかる委託料	37,300千円
・AIオンデマンドモビリティサービスにかかる車両購入費	4,900千円
・スクールバス混乗にかかる通学バス運行業務委託料	800千円

※事業完了後、国から協議会へ交付される補助金（30,300千円）による精算あり

（次項に続く）

事業名：小規模保育事業所・留守家庭児童会開設事業（三山木地区）

- 小規模保育事業所開設支援 24,600千円 【こども未来政策推進室】
保育ニーズが増加し続けている状況で、年度途中での0・1・2歳児の待機児童を解消するため、小規模保育事業所を整備するもの。
三山木地区に小規模保育事業所の開設を予定している事業者に対して、開設に係る費用を補助する。
- ・定員 19人
 - ・開園時期 令和7年10月予定
- 留守家庭児童会開設支援 12,600千円 【社会教育課】
三山木地区での留守家庭児童会待機児童の解消を図るため、小規模保育事業所の開設を予定している事業者が実施する、同施設2階での留守家庭児童会の開設に対し、開設準備費用を補助するもの。
- ・定員 20人
 - ・開園時期 令和7年10月予定

その他主な事業

- 定額減税不足額給付事業 123,000千円 【社会福祉課】
- 新規就農者確保緊急世代交代円滑化対策事業 9,000千円 【農政課】

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成12年2月15日

教育委員会規則第2号

（事務の委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（6） 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（臨時代理）

第5条 教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第2条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

承認第3号:参考資料

スクールバス混乗実証事業ダイヤ

	打田	高船	打田	水取 普賢寺小学校	三山木	備考
奈良交通		8:24 ←	8:14 ←	8:06 ←	7:55	三山木→高船①
スクールバス【登校】	7:45 →	7:55 →		8:10		
奈良交通		8:30 →	8:36 →	8:47 →	8:59	高船→三山木①
スクールバス【登園】			8:30 →	8:55		
奈良交通				12:05 ←	11:53	
スクールバス【臨時便】		12:25 ←	12:20 ←	12:10		三山木→高船②
				12:45		高船→三山木②
						※スクールバス増便：週5
奈良交通				12:50 →	13:02	
奈良交通		14:36 ←	14:26 ←	14:18 ←	14:07	三山木→高船③
奈良交通		14:41 →	14:47 →	14:58 →	15:10	高船→三山木③
スクールバス【下校】		15:10 ←	15:05 ←	14:50		
				15:25		高船→三山木④
奈良交通				15:45 →	15:57	
奈良交通				15:36 ←	15:24	
スクールバス【下校】		16:00 ←	15:55 ←	15:40		三山木→高船④
				16:15		※スクールバス増便：週1程度

注) スクールバスは天王を経由しているが、便宜上記載していない。

承認第4号

議案（財産取得について）に対する意見について

議案（財産取得について）に対する京田辺市長からの意見聴取について、別紙のとおり回答したので報告するとともに、承認を求める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、議案（財産取得について）に対する京田辺市長からの意見聴取について、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに、承認を求めるものである。

写

京 教 学 第 2 8 0 号
令和7年(2025年)5月22日

京田辺市長 上 村 崇 様

京田辺市教育委員会

議案（財産取得について）に対する意見聴取について（回答）

令和7年5月21日付け京教学第279号で意見聴取のありました標記の件
について、下記のとおり意見します。

記

意見はありません。



京 教 学 第 2 7 9 号
令和7年(2025年)5月21日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上 村 崇

議案 (財産取得について) に対する意見聴取について (照会)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

議案第46号

財産取得について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、別紙のとおり児童生徒用タブレット端末等を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、GIGAスクール構想(第2期)の推進として、京田辺市立小学校及び中学校の児童生徒が学習に供するためのタブレット端末等を取得するため、提案するものである。

1 取得する財産及び数量

タブレット端末6,900台、タッチペン5,940本、周辺機器及び関連ソフトウェア一式

2 配置場所

京田辺市立小学校、中学校

3 取得の相手方

所在地 京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830番地

京都エクセルヒューマンビル

氏名 京都府市町村GIGAスクール共同事業体

代表 株式会社内田洋行 ITソリューションズ

代表取締役 新家 俊英

4 取得の方法

随意契約

5 取得の金額

550,518,650円

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成12年2月15日

教育委員会規則第2号

（事務の委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（6） 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（臨時代理）

第5条 教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第2条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

承認第5号

議案（令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負契約について）に対する意見について

議案（令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負契約について）に対する京田辺市長からの意見聴取について、別紙のとおり回答したので報告するとともに、承認を求める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、議案（令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負契約について）に対する京田辺市長からの意見聴取について、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに、承認を求めるものである。

写

令和7年(2025年)5月30日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会

議案(令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事
請負契約について)に対する意見聴取について(回答)

令和7年5月30日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり
回答します。

記

意見はありません。



京 教 学 第 3 1 5 号
令和7年(2025年)5月30日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇

議案（令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事
請負契約について）に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条
の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

議案第40号

令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負
契約について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した令和7年度東部地域小中学校屋
内運動場等空調設備設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するた
め、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置
工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 342,053,800円 |
| 4 契約の相手方 | |
| 住所 | 京都市東山区古門前通大和大路東入元町368番地 |
| 氏名 | 若林設備工業株式会社 京都支店
支店長 榎木 隆宏 |

令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事説明

1 一般競争入札参加業者

若林設備工業株式会社 京都支店

柳生設備株式会社 京都支店

明和管工業株式会社

影近設備工業株式会社

株式会社伊藤設備工業所

2 入札回数 1回

3 工事概要 別紙のとおり

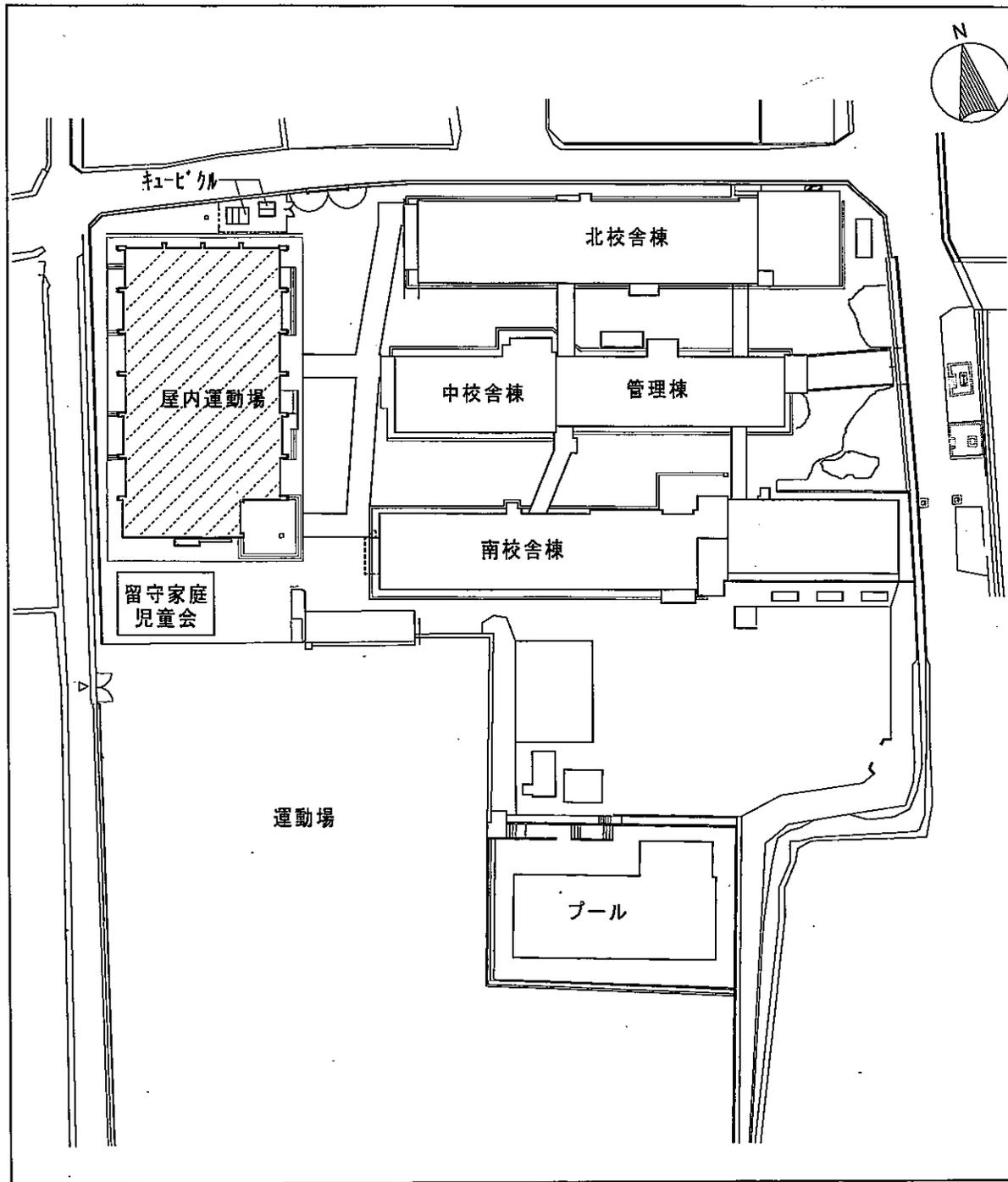
4 工期

地方自治法の規定による議会の議決の翌日から令和8年3月17日まで

令和7年度 東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事

概 要

- (1) 草内小学校 延床面積 740m²
- | | |
|--------|----------------------|
| 建築工事 | 防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事 |
| 電気設備工事 | キュービクル改修工事 |
| 機械設備工事 | 冷暖房機器設置工事 |
| | 室内機 8台 |
- (2) 三山木小学校 延床面積 649m²
- | | |
|--------|---------------------|
| 建築工事 | 防球ガード設置工事 |
| 電気設備工事 | キュービクル改修工事 |
| 機械設備工事 | 冷暖房機器設置工事、ガスバルク設置工事 |
| | 室内機 8台 |
- (3) 田辺東小学校 延床面積 808m²
- | | |
|--------|---------------------|
| 建築工事 | 防球ガード設置工事 |
| | ガスバルク目隠しフェンス設置工事 |
| 電気設備工事 | キュービクル改修工事 |
| 機械設備工事 | 冷暖房機器設置工事、ガスバルク設置工事 |
| | 室内機 8台 |
- (4) 培良中学校 延床面積 1,070m² (屋内運動場)、272m² (柔道場)
- | | |
|--------|--------------------|
| 建築工事 | 防球ガード設置工事 (屋内運動場) |
| | 門扉改修工事、舗装工事、雨水排水工事 |
| | ネットフェンス設置工事 |
| 電気設備工事 | キュービクル改修工事 |
| 機械設備工事 | 冷暖房機器設置工事 |
| | 室内機 12台 (屋内運動場) |
| | 室内機 4台 (柔道場) |

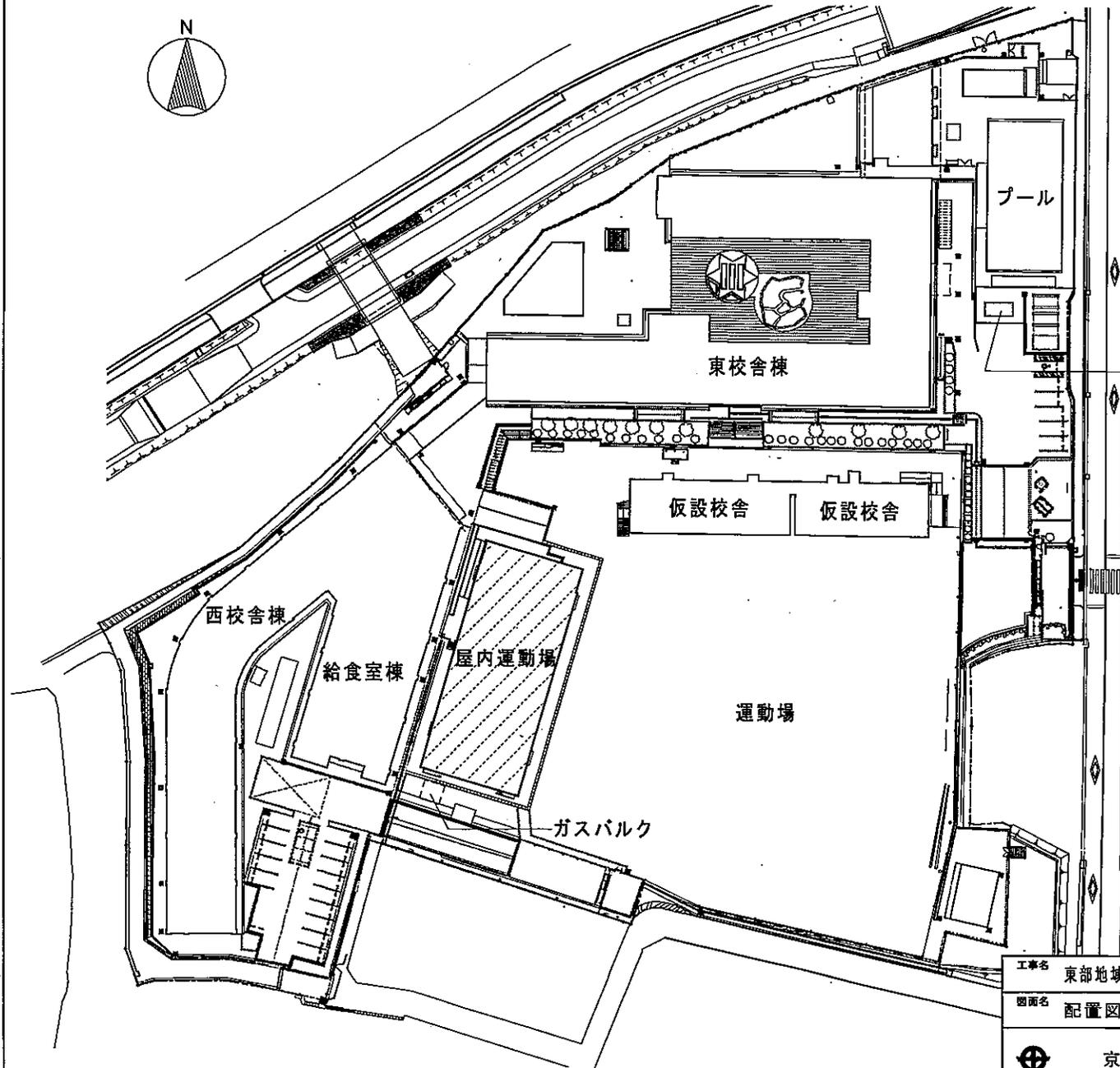
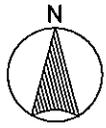


— 草内小学校工事概要 —

建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事 (EHP) 室内機 8台

凡例
 工事対象建物を示す

工事名	東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事 (草内小学校)	図面 種
図面名	配置図	縮尺
 京田辺市 開発指導課		1

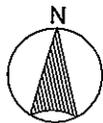


キュービクル

- 三山木小学校工事概要
- 建築工事
 - 防球ガード設置工事
 - 電気設備工事
 - キュービクル改修工事
 - 機械設備工事
 - 冷暖房機器設置工事 (GHP)、ガスバルク設置工事
 - 室内機 8台

凡例
 工事対象建物を示す

工事名	東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事 (三山木小学校)	図面 地
図面名	配置図	縮尺
京田辺市 開発指導課		2



ガスバルク

屋内運動場

北校舎棟

中校舎棟

管理棟

給食室

キュービクル

旧田辺東幼稚園

田辺東小学校工事概要

- 建築工事
- 防球ガード設置工事
- ガスバルク目隠しフェンス設置工事
- 電気設備工事
- キュービクル改修工事
- 機械設備工事
- 冷暖房機器設置工事（GHP）、ガスバルク設置工事
- 室内機 8台

凡例

 工事対象建物を示す

工事名 東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事（田辺東小学校）

図面 概

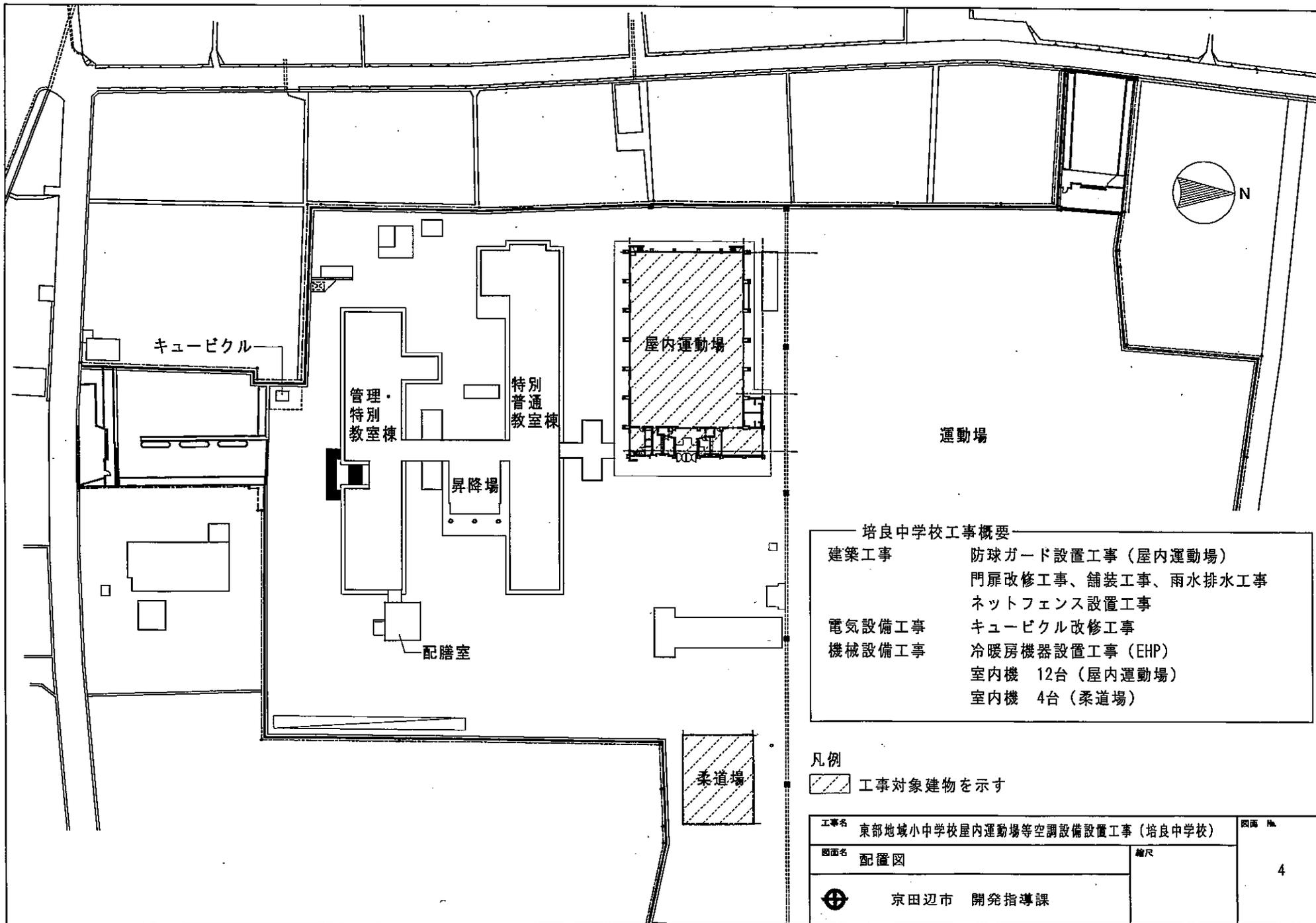
図面名 配置図

縮尺

3



京田辺市 開発指導課



培良中学校工事概要

- | | |
|--------|---|
| 建築工事 | 防球ガード設置工事（屋内運動場）
門扉改修工事、舗装工事、雨水排水工事
ネットフェンス設置工事 |
| 電気設備工事 | キュービクル改修工事 |
| 機械設備工事 | 冷暖房機器設置工事（EHP）
室内機 12台（屋内運動場）
室内機 4台（柔道場） |

凡例

 工事対象建物を示す

工事名	東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事（培良中学校）		図面 №
図面名	配置図	縮尺	4
 京田辺市 開発指導課			

参考資料

令和7年度 建設部 建設政策推進室 入札結果

開札執行日時	令和7年5月14日 午前09時56分		
工事名称	令和7年度 東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事		
工事場所	京田辺市 東他 地内		
備考	工事番号：7-1k	予定価格	338,000,000円
工事種別	管工事	調査基準価格	設定なし
入札方式	一般競争入札 (方法：電子入札)	最低制限価格	310,814,000円
落札方式区分	価格競争		
落札者名	若林設備工業(株) 京都支店	落札決定金額	310,958,000円
案件状況	落札者決定		
備考			

業者一覧

No	商号又は名称	入札書記載金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	若林設備工業(株) 京都支店	310,958,000			落札
2	柳生設備(株) 京都支店	310,960,000			
3	明和管工業(株)	321,100,000			
4	影近設備工業(株)	294,100,000			失格
5	(株) 伊藤設備工業所	-			辞退

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成12年2月15日

教育委員会規則第2号

（事務の委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（6） 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（臨時代理）

第5条 教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第2条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

承認第6号

議案（令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する意見について

議案（令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する京田辺市長からの意見聴取について、別紙のとおり回答したので報告するとともに、承認を求める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、議案（令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する京田辺市長からの意見聴取について、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに、承認を求めるものである。

写

令和7年(2025年)5月30日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会

議案(令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事
請負契約について)に対する意見聴取について(回答)

令和7年5月30日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり
回答します。

記

意見はありません。



京 教 学 第 3 1 6 号
令和7年(2025年)5月30日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇

議案(令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事
請負契約について)に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条
の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

議案第41号

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 277,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | |
| 住所 | 京都市南区吉祥院池ノ内町1番地 |
| 氏名 | 明和管工業株式会社 |
| | 代表取締役 高橋 潤 |

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事説明

1 一般競争入札参加業者

明和管工業株式会社

若林設備工業株式会社 京都支店

柳生設備株式会社 京都支店

株式会社シンテック

影近設備工業株式会社

2 入札回数 1回

3 工事概要 別紙のとおり

4 工 期

地方自治法の規定による議会の議決の翌日から令和8年3月17日まで

令和7年度 北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事

概 要

(1) 大住小学校 延床面積 668m²

建築工事	防球ガード設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事
	室内機 8台

(2) 松井ヶ丘小学校 延床面積 703m²

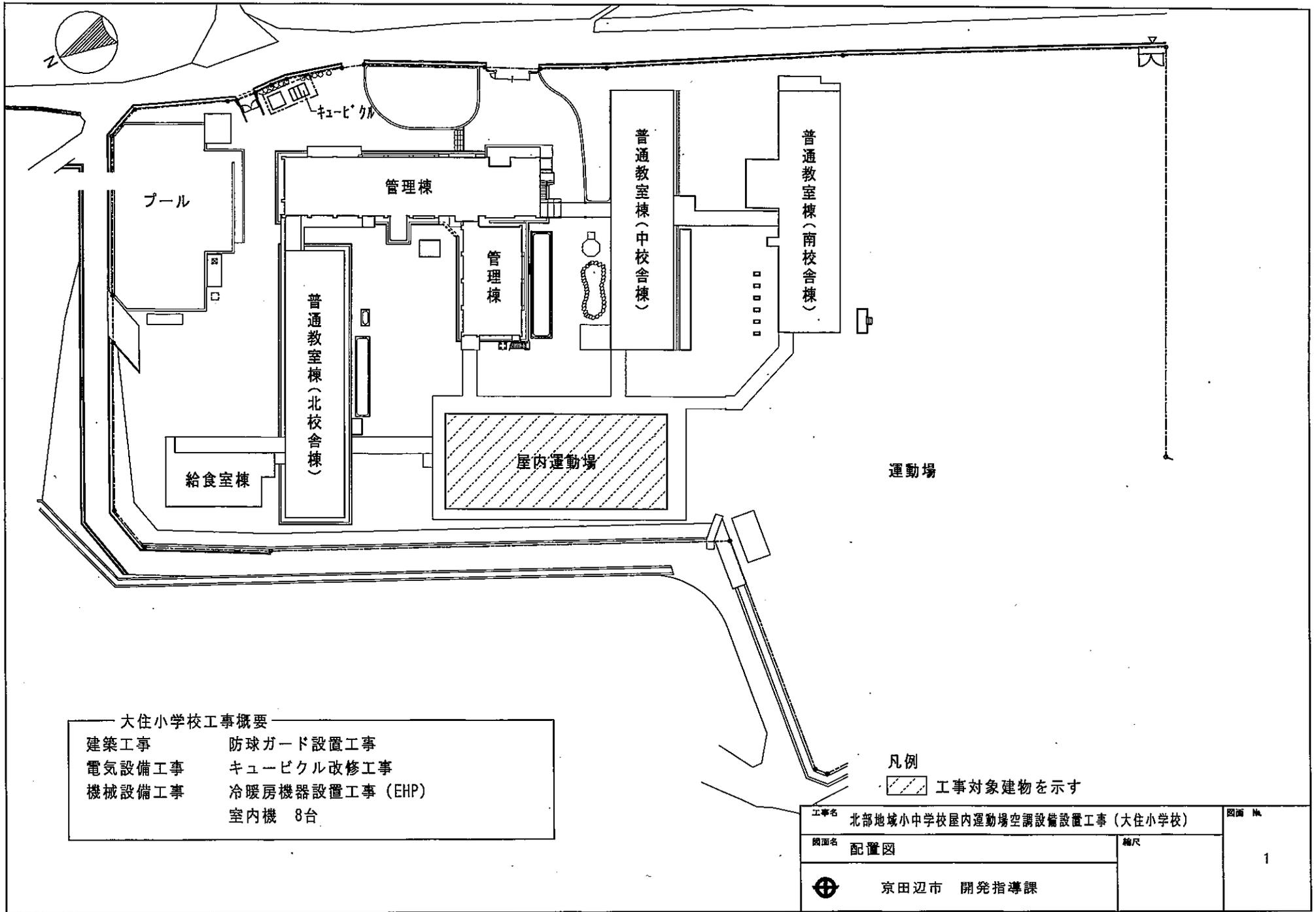
建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事
	室内機 8台

(3) 桃園小学校 延床面積 717m²

建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事
	室内機 8台

(4) 大住中学校 延床面積 1,035m²

建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事
	室内機 12台

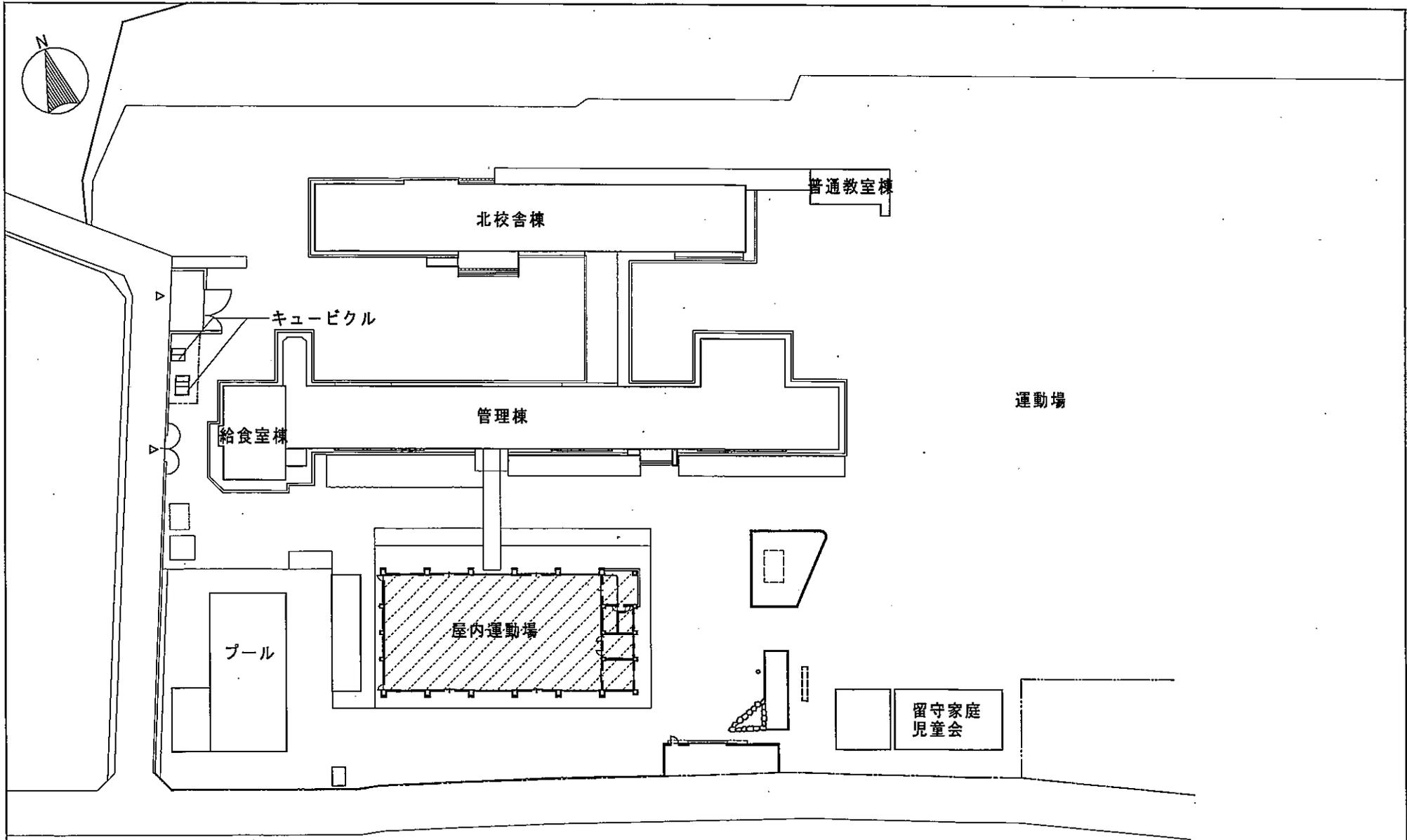


大住小学校工事概要

- 建築工事
- 電気設備工事
- 機械設備工事
- 防球ガード設置工事
- キュービクル改修工事
- 冷暖房機器設置工事 (EHP)
- 室内機 8台

凡例
 工事対象建物を示す

工事名	北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 (大住小学校)		図面 地
図面名	配置図	縮尺	1
京田辺市 開発指導課			

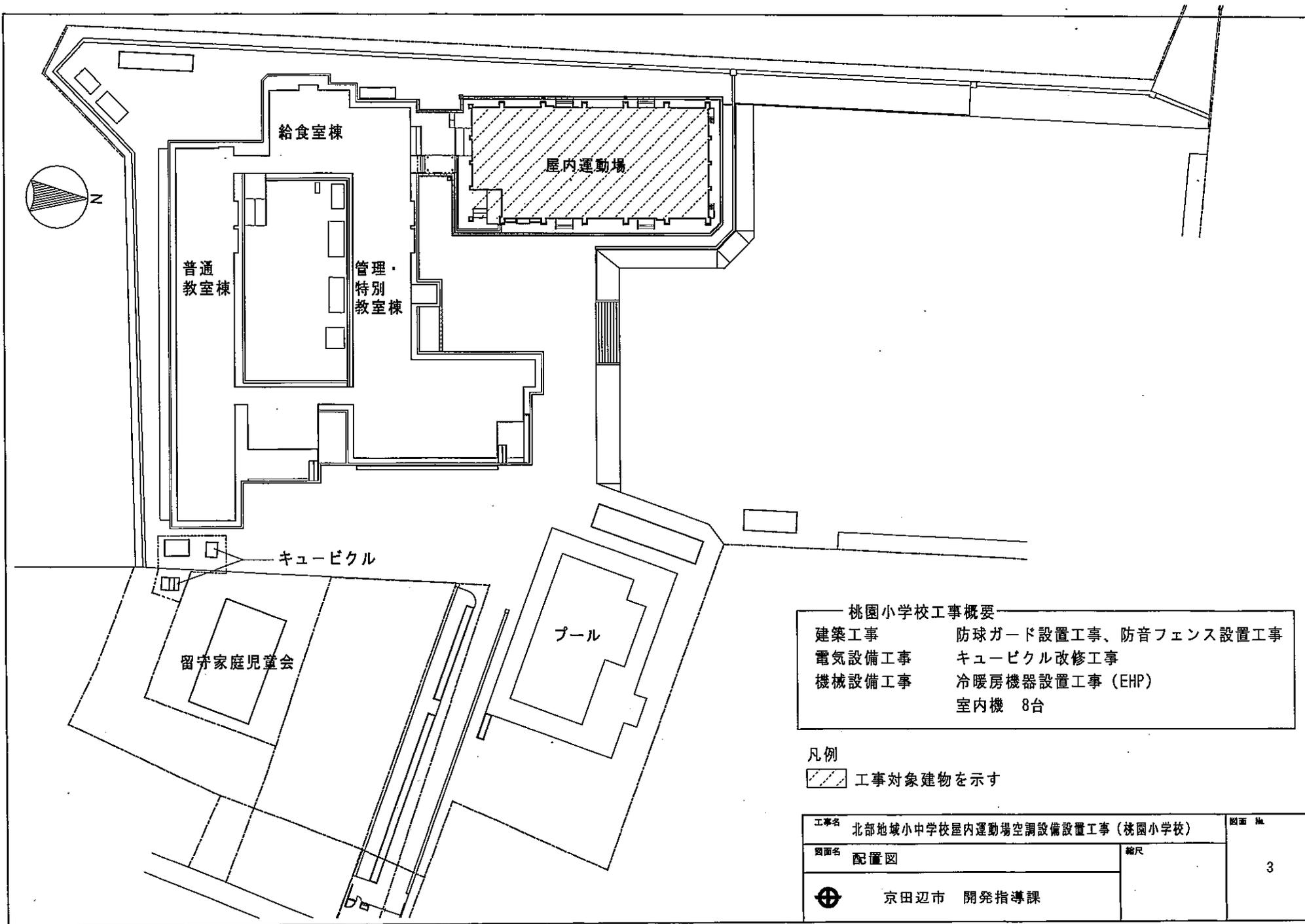


松井ヶ丘小学校工事概要

- | | |
|--------|----------------------|
| 建築工事 | 防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事 |
| 電気設備工事 | キュービクル改修工事 |
| 機械設備工事 | 冷暖房機器設置工事 (EHP) |
| | 室内機 8台 |

凡例
 工事対象建物を示す

工事名	北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 (松井ヶ丘小学校)		図面 地 2
図面名	配置図	縮尺	
 京田辺市 開発指導課			



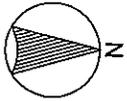
桃園小学校工事概要

建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事 (EHP)
	室内機 8台

凡例

 工事対象建物を示す

工事名	北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 (桃園小学校)		図面 3
図面名	配置図	縮尺	
 京田辺市 開発指導課			



キュービクル

屋内運動場

南校舎棟
(西側)

北校舎棟

配膳室

運動場

管理棟

南校舎棟
(東側)

北部住民センター

大住中学校工事概要

建築工事
防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事
キュービクル改修工事
機械設備工事
冷暖房機器設置工事 (EHP)
室内機 12台

凡例

 工事対象建物を示す

工事名	北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 (大住中学校)	図面 4
図面名	配置図	
 京田辺市 開発指導課		4

令和7年度 建設部 建設政策推進室 入札結果

開札執行日時	令和7年5月15日 午前09時05分		
工事名称	令和7年度 北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事		
工事場所	京田辺市 大住 地内		
備考	工事番号：7-2k	予定価格	274,400,000円
工事種別	管工事	調査基準価格	設定なし
入札方式	一般競争入札 (方法：電子入札)	最低制限価格	251,527,000円
落札方式区分	価格競争		
落札者名	明和管工業(株)	落札決定金額	252,000,000円
案件状況	落札者決定		
備考			

業者一覧

No	商号又は名称	入札書記載金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	明和管工業(株)	252,000,000			落札
2	若林設備工業(株) 京都支店	252,400,000			
3	柳生設備(株) 京都支店	252,448,000			
4	(株) シンテック	252,448,000			
5	影近設備工業(株)	244,190,000			失格

参考例規抜粋

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成12年2月15日

教育委員会規則第2号

（事務の委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（6） 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（臨時代理）

第5条 教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第2条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

承認第7号

議案（令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する意見について

議案（令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する京田辺市長からの意見聴取について、別紙のとおり回答したので報告するとともに、承認を求める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（提案理由）

本件は、議案（令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する市長からの意見聴取について、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに、承認を求めるものである。

写

令和7年(2025年)5月30日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会

議案(令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事
請負契約について)に対する意見聴取について(回答)

令和7年5月30日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり
回答します。

記

意見はありません。



京 教 学 第 3 1 7 号
令和7年(2025年)5月30日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇

議案(令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事
請負契約について)に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条
の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

議案第42号

令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 276,823,800円 |
| 4 契約の相手方 | |
| 住所 | 京都市東山区古門前通大和大路東入元町368番地 |
| 氏名 | 若林設備工業株式会社 京都支店
支店長 榎木 隆宏 |

令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事説明

1 一般競争入札参加業者

若林設備工業株式会社 京都支店

影近設備工業株式会社

明和管工業株式会社

柳生設備株式会社 京都支店

株式会社シンテック

2 入札回数 1回

3 工事概要 別紙のとおり

4 工 期

地方自治法の規定による議会の議決の翌日から令和8年3月17日まで

令和7年度 中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事

概 要

(1) 田辺小学校 延床面積 860m²

建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事
	室内機 10台

(2) 普賢寺小学校 延床面積 631m²

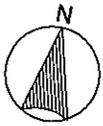
建築工事	防球ガード設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事
	室内機 8台

(3) 薪小学校 延床面積 716m²

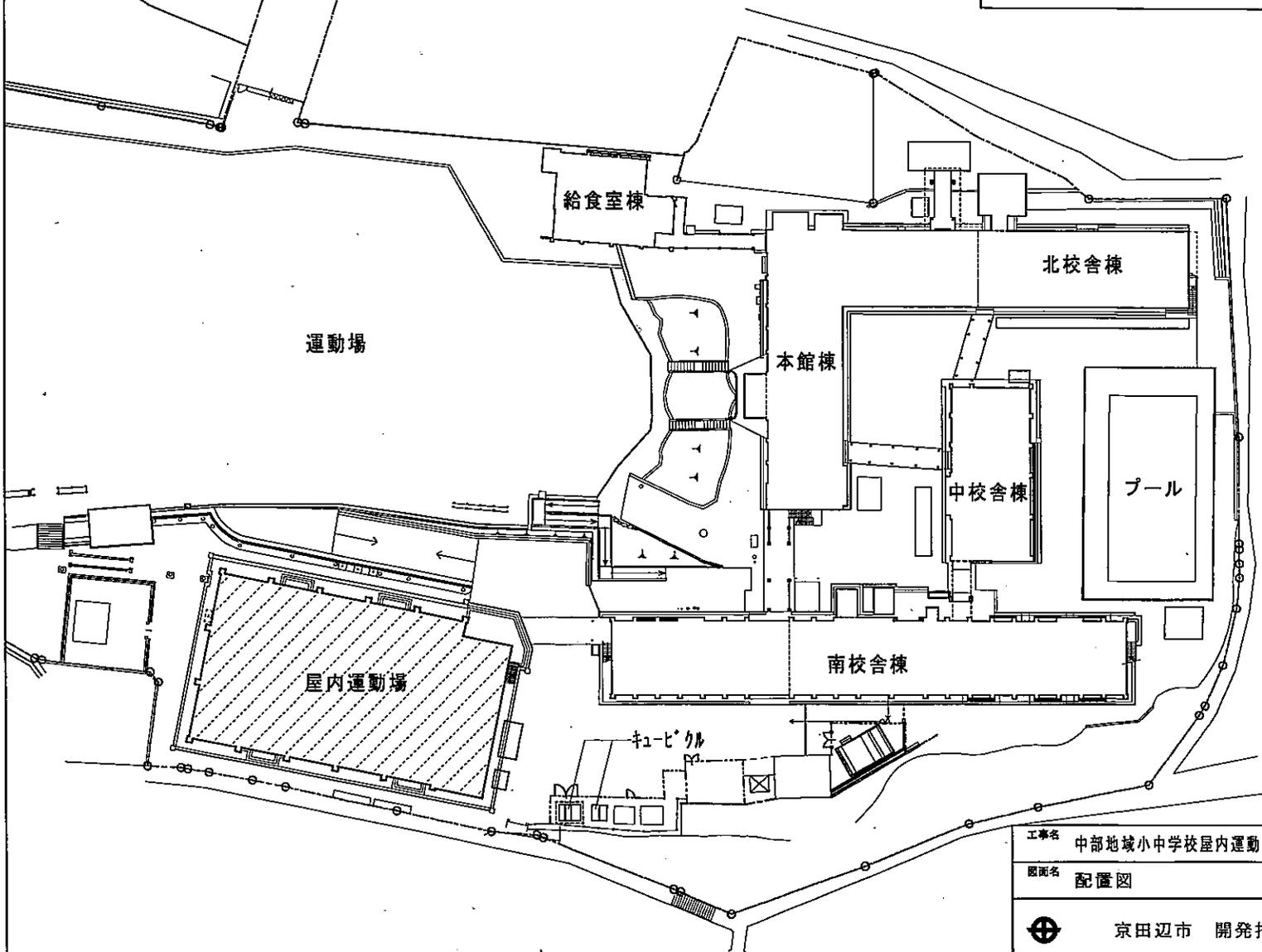
建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事
	室内機 8台

(4) 田辺中学校 延床面積 1,179m²

建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事
	室内機 12台

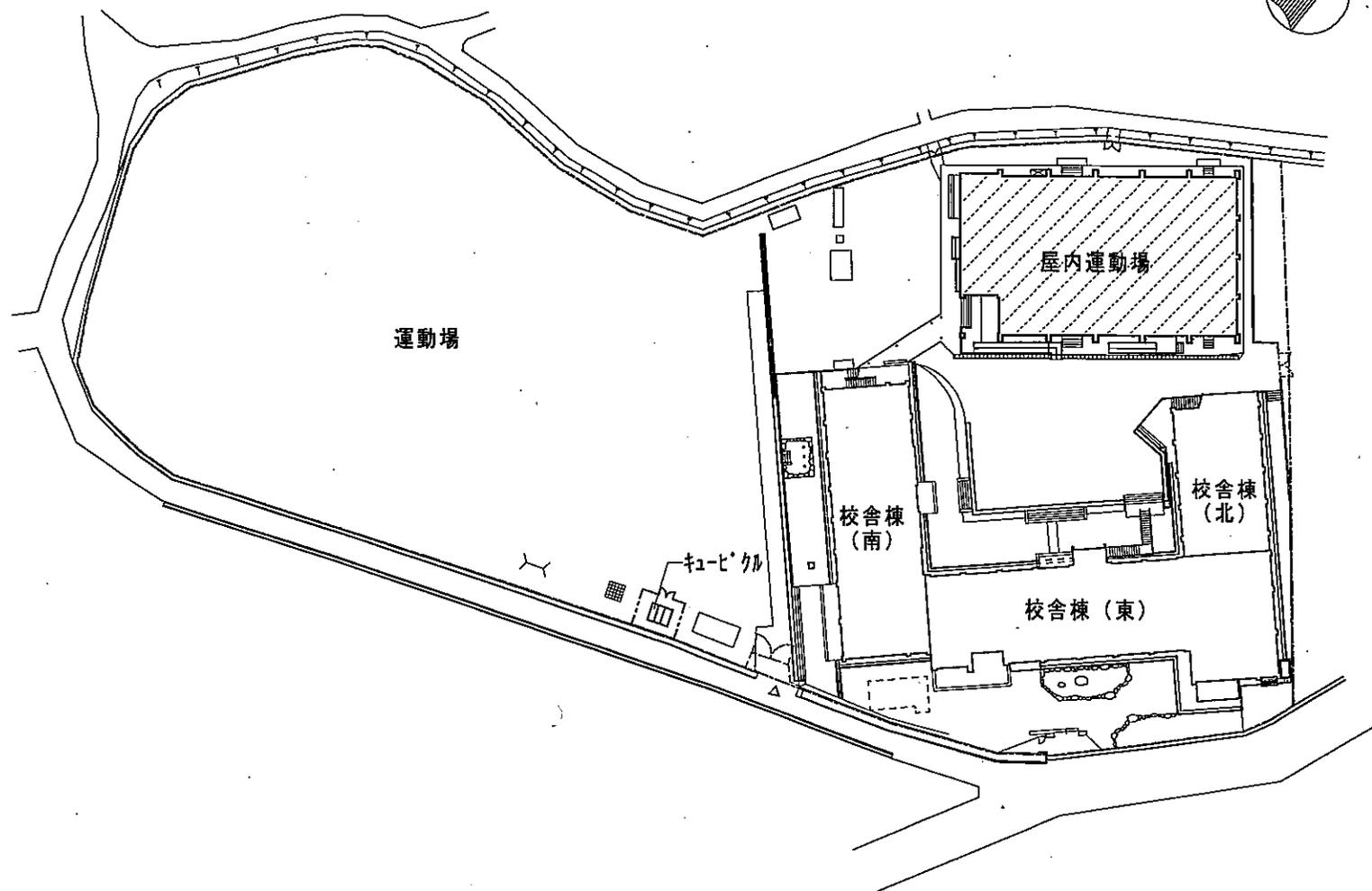
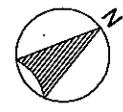


田辺小学校工事概要	
建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事 (EHP)
	室内機 10台



凡例
 工事対象建物を示す

工事名	中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 (田辺小学校)		図面 編
図面名	配置図	縮尺	1
京田辺市 開発指導課			



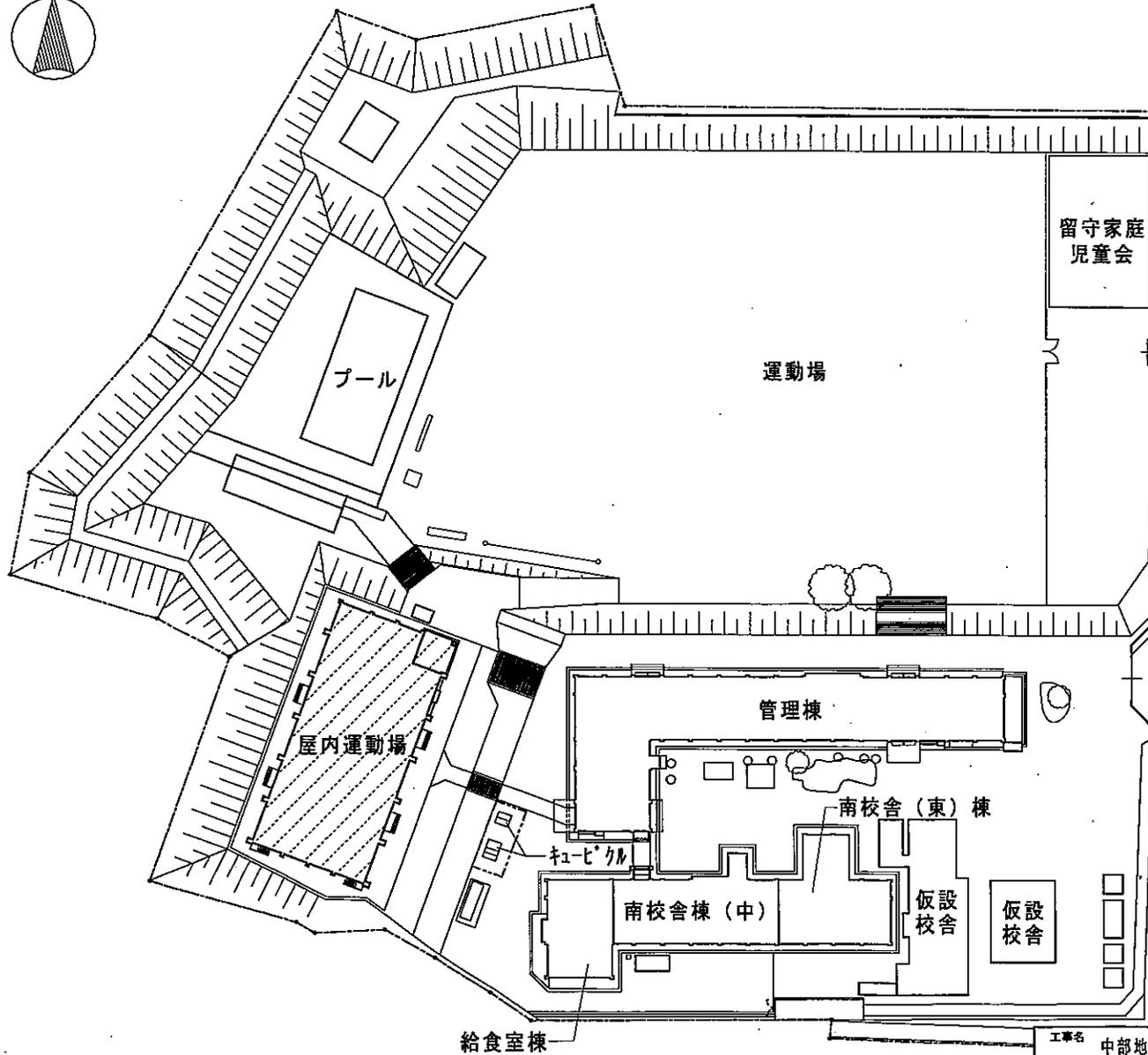
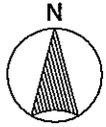
普賢寺小学校工事概要

建築工事	防球ガード設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事 (EHP)
	室内機 8台

凡例

 工事対象建物を示す

工事名	中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 (普賢寺小学校)	図面 No.
図面名	配置図	
 京田辺市 開発指導課		2



- 新小学校工事概要
- 建築工事
 - 防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
 - 電気設備工事
 - キュービクル改修工事
 - 機械設備工事
 - 冷暖房機器設置工事 (EHP)
 - 室内機 8台

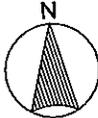
凡例
 工事対象建物を示す

工事名 中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 (新小学校)

図面名 配置図

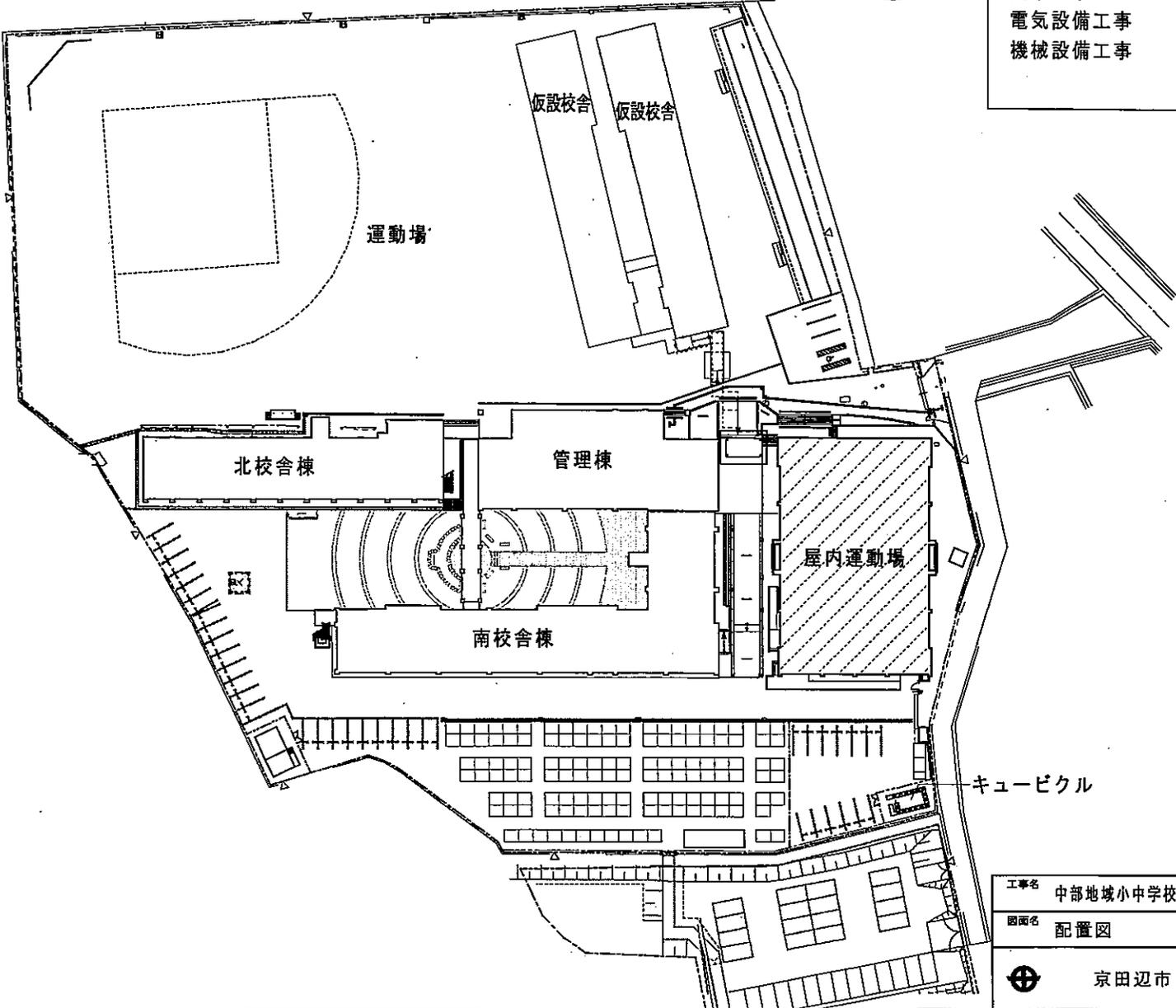
図面 3

京田辺市 開発指導課



田辺中学校工事概要

建築工事	防球ガード設置工事、防音フェンス設置工事
電気設備工事	キュービクル改修工事
機械設備工事	冷暖房機器設置工事 (EHP)
	室内機 12台



凡例
 工事対象建物を示す

工事名	中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事 (田辺中学校)		図面 概
図面名	配置図	縮尺	4
 京田辺市 開発指導課			

参考資料

令和7年度 建設部 建設政策推進室 入札結果

開札執行日時	令和7年5月16日 午前09時03分		
工事名称	令和7年度 中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事		
工事場所	京田辺市 興戸他 地内		
備考	工事番号：7-3k	予定価格	273,600,000円
工事種別	管工事	調査基準価格	設定なし
入札方式	一般競争入札 (方法：電子入札)	最低制限価格	250,773,000円
落札方式区分	価格競争		
落札者名	若林設備工業(株) 京都支店	落札決定金額	251,658,000円
案件状況	落札者決定		
備考			

業者一覧

No	商号又は名称	入札書記載金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	若林設備工業(株) 京都支店	251,658,000			落札
2	影近設備工業(株)	251,712,000			
3	明和管工業(株)	251,712,000			
4	柳生設備(株) 京都支店	251,712,000			
5	(株) シンテック	251,712,000			

参考例規抜粋

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成12年2月15日

教育委員会規則第2号

（事務の委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（6） 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（臨時代理）

第5条 教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第2条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第32号

京田辺市学校教育審議会委員の委嘱について

京田辺市学校教育審議会設置条例（令和3年京田辺市条例第4号）第3条の規定により、京田辺市学校教育審議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市学校教育審議会委員の任期が令和7年6月28日付けで満了となることから、別紙の者に委嘱するため、提案するものである。

任期は令和7年6月29日から令和9年6月28日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	小長谷 直樹	京都教育大学教授
地域を代表する者	関 守	京田辺市区・自治会長連絡協議会役員
京田辺市PTA連絡協議会委員	吉田 美世子	京田辺市立三山木小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	久保 望美	京田辺市立田辺中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	上原 正章	京田辺市立草内小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	宮本 剛志	京田辺市立三山木小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	大西 めぐみ	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会理事
公募による者	浦田 ヒロ子	
公募による者	津熊 加与子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師

参考資料

京田辺市学校教育審議会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
沖田 行司	学識経験を有する者	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	再任	
小長谷 直樹	学識経験を有する者	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	新任	
関 守	地域を代表する者	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	新任	
吉田 美世子	京田辺市PTA連絡協議会委員	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	新任	
久保 望美	京田辺市PTA連絡協議会委員	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	新任	
上原 正章	京田辺市立小・中学校長	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	再任	
森本 克美	京田辺市立小・中学校長	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	再任	
宮本 剛志	京田辺市立小・中学校教頭	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	再任	
大西 めぐみ	京田辺市立小・中学校教頭	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	再任	
島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会委員	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	再任	
浦田 ヒロ子	公募による者	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	—	
津熊 加与子	公募による者	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	—	
岩井 秀世	教育委員会が必要と認める者	R7.6.29～ R9.6.28	委嘱	再任	

○京田辺市学校教育審議会設置条例

令和3年3月29日

条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に京田辺市学校教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校教育の振興に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、教育長が招集する。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○京田辺市学校教育審議会運営規則

令和3年3月30日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校教育審議会設置条例（令和3年京田辺市条例第4号）第10条の規定に基づき、京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 京田辺市PTA連絡協議会委員
- (4) 京田辺市立小・中学校長
- (5) 京田辺市立小・中学校教頭
- (6) 京田辺市民生児童委員協議会委員
- (7) 公募による者
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第4条 会長は、会議ごとに次に掲げる事項について会議録を作成するものとする。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録を公開することについては、前条の規定に準じる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月21日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第33号

京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例（平成26年京田辺市条例第23号）第3条の規定により、別紙の者を京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市いじめ防止対策推進委員会の委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
教育に関する学識経験を有する者	柳 澤 彰 紀	同志社大学 教授
弁護士	加 福 雅 和	加福法律事務所 弁護士
公認心理師	岩 井 秀 世	公認心理師
福祉・人権に関する有識者	曾 我 和 博	京都府宇治児童相談所 所長
福祉・人権に関する有識者	迫 田 和 代	民生委員 主任児童委員
教育委員会が必要と認める者	有 田 麻 貴	京田辺市PTA連絡協議会 本部役員
教育委員会が必要と認める者	荻 野 綾	桃園小学校長
教育委員会が必要と認める者	家 村 隆 宏	田辺中学校長

参考資料

京田辺市いじめ防止対策推進委員会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
柳 澤 彰 紀	教育に関する学識経験を有する者	R7.7.1～ R9.6.30	委嘱	新任	
加 福 雅 和	弁護士	R7.7.1～ R9.6.30	委嘱	再任	
岩 井 秀 世	公認心理師又は臨床心理士	R7.7.1～ R9.6.30	委嘱	再任	
曾 我 和 博	福祉・人権に関する有識者	R7.7.1～ R9.6.30	委嘱	新任	
迫 田 和 代	福祉・人権に関する有識者	R7.7.1～ R9.6.30	委嘱	新任	
有 田 麻 貴	教育委員会が必要と認める者	R7.7.1～ R9.6.30	委嘱	新任	
荻 野 綾	教育委員会が必要と認める者	R7.7.1～ R9.6.30	委嘱	新任	
家 村 隆 宏	教育委員会が必要と認める者	R7.7.1～ R9.6.30	委嘱	再任	

○京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例

平成26年9月30日
条例第23号

(設置)

第1条 京田辺市立小学校及び中学校におけるいじめ防止及び対処のため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、京田辺市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 京田辺市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地からの審議を行うこと。
- (2) 児童等のいじめに関する通報又は相談を受けた場合、必要に応じ調査を行うとともに、問題の解決を図るための協議を行うこと。
- (3) いじめによる重大事態が発生した場合、法第28条第1項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員9名以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則

平成26年11月14日

教育委員会規則第7号

改正 令和5年6月21日教委規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例（平成26年京田辺市条例第23号）第6条の規定に基づき、京田辺市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士
- (2) 教育に関する学識経験を有する者
- (3) 公認心理師又は臨床心理士
- (4) 福祉・人権に関する有識者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による重大事態に係る調査を行う場合において、当該重大事態に係る委員は、その議事に参与することができない。

5 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月21日教委規則第12号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

議案第34号

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会委員の委嘱について

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例（令和6年京田辺市条例第17号）第3条の規定により、別紙の者を京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会の委員のうち、辞職の願いがあつた委員について辞職を承認するとともに、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年6月19日から令和8年8月6日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
京田辺市立中学校に通学する生徒の保護者	今村 京子	京田辺市PTA連絡協議会 本部役員

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
京田辺市立中学校に通学する生徒の保護者	狭川 雅之	京田辺市PTA連絡協議会 本部役員

参考資料

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
竹 田 正 樹	学識経験を有する者	R6.8.7～ R8.8.6	委嘱		会長
山 際 雅 詩	文化・スポーツ関係 団体の役員	R6.8.7～ R8.8.6	委嘱		副会長
岡 嶋 一 晃	文化・スポーツ関係 団体の役員	R6.8.7～ R8.8.6	委嘱		
森 本 克 美	京田辺市立中学校の 教職員	R6.8.7～ R8.8.6	任命		
横 井 秀 平	京田辺市立中学校の 教職員	R6.8.7～ R8.8.6	任命		
松 下 まどか	京田辺市立中学校の 教職員	R6.8.7～ R8.8.6	任命		
狭 川 雅 之	京田辺市立中学校に 通学する生徒の保護 者	R7.6.19 ～R8.8.6	委嘱	新任	
坂 本 健 二	文化・スポーツ振興 担当課長	R6.8.7～ R8.8.6	任命		

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例

(設置)

第1条 学校と地域との連携・協働による学校部活動の地域移行に向けた取組及び地域クラブ活動の在り方について検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 学校部活動の地域移行の推進に関すること。
- (2) 地域クラブ活動の在り方に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 教育委員会は、欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が委嘱され、又は任命されるまでの間はその職務を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例（令和6年京田辺市条例第17号）第9条の規定に基づき、京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化・スポーツ関係団体の役員
- (3) 京田辺市立中学校の教職員
- (4) 京田辺市立中学校に通学する生徒の保護者
- (5) 文化・スポーツ振興担当課長
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第4条 会長は、会議ごとに次に掲げる事項について会議録を作成するものとする。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録を公開することについては、前条の規定に準じる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会

長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第35号

京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第4条の規定により、別紙の者を京田辺市生涯学習推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、本市生涯学習推進協議会委員の任期が令和7年6月20日付で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年6月21日から令和9年6月20日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
市議会議員	国重 昂平	文教福祉常任委員会
地域を代表する者	森田 日臣	区・自治会長連絡協議会

参考資料

京田辺市生涯学習推進協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
国重 昂平	市議会議員	R7.6.21 ～R9.6.20	委嘱	新任	
森田 日臣	地域を代表する者	R7.6.21 ～R9.6.20	委嘱	新任	
柳田 昌彦	各種審議会を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
戸邊 智子	各種審議会を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
香村 和雄	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
北尾 高亨	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
香村 毅	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
溝淵久美子	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
林田 仁美	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
芹澤 雄一	各教育関係機関を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
田中 尚美	各教育関係機関を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
樋口 純平	学識経験のある者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
木下 静子	その他教育委員会が適当と認める者	R6.12.21 ～R8.12.20	委嘱		
吉村 尊成	その他教育委員会が適当と認める者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
大日方重利	その他教育委員会が適当と認める者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		

○京田辺市附属機関設置条例（抄）

平成26年3月28日

条例第1号

改正 平成29年6月28日条例第15号

平成30年3月28日条例第4号

平成31年3月27日条例第1号

令和4年3月31日条例第12号

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条—第4条関係）（抄）

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
教育委員会	京田辺市生涯学習推進協議会	次に掲げる事項を協議すること。 （1） 生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関する事 （2） 地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関する事 （3） その他生涯学習の推進に必要な事項に関する事	15人以内	2年
	京田辺市就学相談委員会	次に掲げる事項 （1） 就学相談に必要な検査及び調査に関する事 （2） 教育相談に関する事	50人以内	2年

	<p>(3) 障害児の教育保障に係る啓発に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関すること。</p> <p>(5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>		
--	---	--	--

○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成26年4月1日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種審議会を代表する者
- (4) 各種関係団体を代表する者
- (5) 各教育関係機関を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第36号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、別紙の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年6月19日提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立図書館協議会委員の任期が令和7年6月18日付けで満了となることから、別紙の者に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年6月19日から令和9年6月18日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校教育の関係者	上原 正章	小中学校校長会

参考資料

京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
上原 正章	学校教育の関係者	R7.6.19～ R9.6.18	委嘱	再任	
原田 隆史	学識経験のある者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
島谷 千織	家庭教育の関係者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
村木 美紀	学識経験のある者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
森崎 亮子	学識経験のある者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
岩城 雄大	社会教育の関係者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
西津 恵子	社会教育の関係者	R7.1.15～ R7.8.24	委嘱		

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月30日

条例第1号

改正 平成14年7月10日条例第22号

平成24年3月30日条例第11号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和30年田辺町条例第6号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)

第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻40番地

(分室)

第3条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山1番地の1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥22番地の2 京田辺市立中部住民センター内

(職員)

第4条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

(利用者の秘密を守る義務)

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行)

附 則 (平成14年7月10日条例第22号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

議案第37号

京田辺市新しい学校づくりプラン〈中間案〉について

京田辺市新しい学校づくりプラン〈中間案〉を別紙のとおり定める。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示す「京田辺市新しい学校づくりプラン」の中間案を定めるため、提案するものである。

京田辺市新しい学校づくりプラン

～未来を担う子ども達の学びを支える学校環境を目指して～

<中間案>

令和7年6月

京田辺市教育委員会

目次

はじめに（中間案の位置付け）	1
第1章 プランの策定にあたって	
1 趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 現状と課題	
1 学校の変遷	4
2 学校の配置状況等	5
(1) 学校の配置	5
(2) 通学距離と時間	6
3 児童生徒数の推移等	8
(1) 児童生徒数の推移	8
(2) 今後の大規模住宅開発	8
4 学校規模	10
(1) 国における区分	10
(2) 小中学校の規模の現状	11
(3) 小規模校・大規模校の課題	12
5 新しい時代の学びへの対応	14
(1) 教室など学習空間	14
(2) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応	16
(3) 小中一貫教育	18

6	学校施設の状況	19
	(1) 校舎・屋内運動場	19
	(2) 給食施設	22
	(3) 小学校プール施設	24

第3章 プランの基本方針

1	学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針	25
	(1) 望ましい学校規模	25
	(2) 望ましい学校配置	26
	(3) 各ブロックについて	28
	(4) 適正化の考え方	34
2	新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針	35
3	学校附属施設のあり方に係る基本方針	36
	(1) 小学校給食施設	36
	(2) 小学校プール施設	39

第4章 前期計画

1	学校規模・学校配置の適正化に係る計画	40
	(1) 旧田辺小学校ブロック	40
	(2) 三山木小学校ブロック	43
	(3) 旧田辺中学校ブロック	44
2	新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画	46
3	学校附属施設に係る計画	47

はじめに（中間案の位置付け）

この中間案は、令和6年4月に決定した（仮称）新しい学校づくりプラン策定方針に基づき、京田辺市学校教育審議会の答申や庁内検討委員会の結果を踏まえて、プランに定める事項のうち「学校規模・学校配置の適正化」に係る基本方針と前期計画を明らかにするとともに、「学校付属施設のあり方」のうち小学校給食施設に係る検討内容を中間報告するものです。

令和7年12月には、中間案に対する市議会の意見や京田辺市学校教育審議会の新たな答申、庁内検討の結果を反映したプラン全体の最終案を改めて作成し、その後にパブリックコメントを実施する予定です。

<京田辺市新しい学校づくりプランの構成>

第1章 プランの策定にあたって

- 1 趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 現状と課題

- 1 学校の変遷
- 2 学校の配置状況等
- 3 児童生徒数の推移等
- 4 学校規模
- 5 新しい時代の学びへの対応
- 6 学校施設の状況

第3章 プランの基本方針

- 1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針
- 2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針
- 3 学校付属施設のあり方に係る基本方針
 - (1) 小学校給食施設※検討内容の中間報告
 - (2) 小学校プール施設

第4章 前期計画

- 1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画
- 2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画
- 3 学校付属施設に係る計画

※太字が中間案掲載事項

第1章 プランの策定にあたって

1 趣旨

本市では、昭和40(1965)～50(1975)年代の人口急増期に多くの学校施設が整備され、現在の市立9小学校・3中学校体制となりました。

その後半世紀近くが経過し、子どもたちの教育や学校を取り巻く状況は大きく変化していることから、多様な教育課題に十分に対応できる小中学校の学校環境の整備が重要となっています。

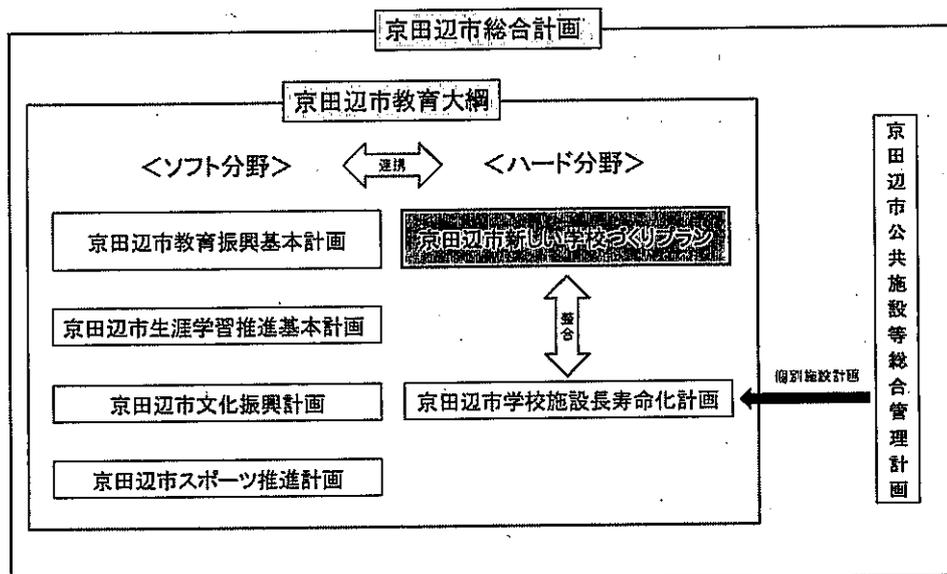
京田辺市の未来を担う子ども達が、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境、すなわち安全性や快適性が確保され、障がいの有無に関わらず誰もが支障なく学校生活を送れる学校施設、1人1台端末などICTを活用した授業に対応できる教室、そして児童生徒が切磋琢磨し、社会性を身に付けることのできる学校規模等を整えていくことが必要です。

「京田辺市新しい学校づくりプラン」は、このような要請に応え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

本プランは、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示すものです。

また、京田辺市教育振興基本計画をはじめとする各計画と連携するとともに、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」との整合を図るものとします。



3 計画の期間

計画期間は、令和8年度(2026)から令和27年度(2045)までの20年間とします。

ただし、10年ごとに前期・後期に分け、前期については具体的な取り組みスケジュールを明らかにし、後期については児童生徒数・学級数の将来推計や国の教育施策の動向、社会情勢の変化などを検証した上で中間年である令和18年(2036)に計画を改定して示すものとします。

第2章 現状と課題

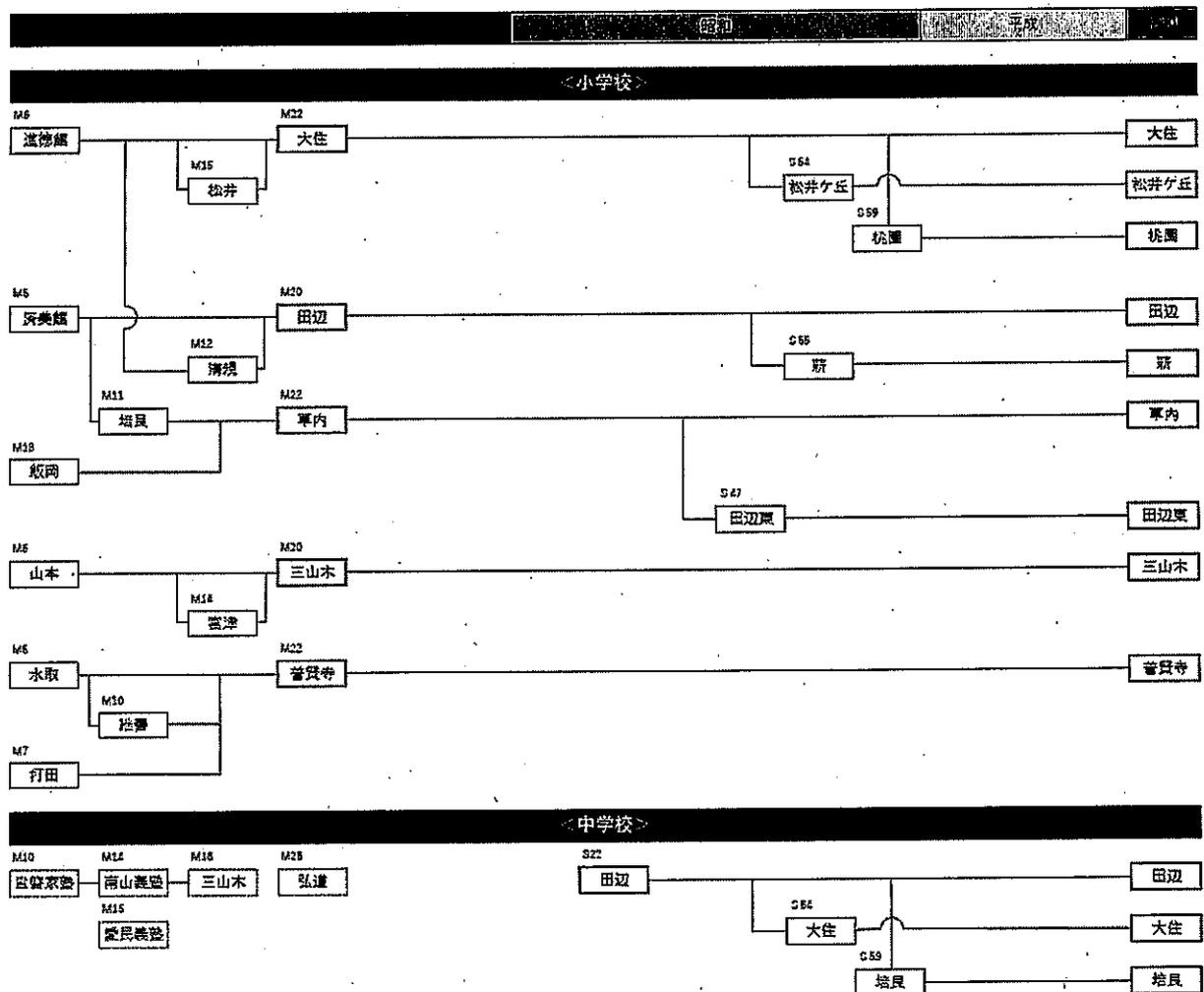
1 学校の変遷

明治6年(1873)、前年の学制発布を受け、大住村、田辺村、山本村（三山木地区）、水取村（普賢寺地区）に、明治11年(1878)には草内村にも小学校が設立され、旧村単位で5小学校が設置されました。

昭和22年(1947)には、学校教育法の公布に伴う小学校6年・中学校3年の義務教育制度のもと旧村全体で中学校が設立され、現在の市立小中学校の源流となる「5小1中」が成立しました。

その後、昭和40年(1965)代～50年(1975)代の人口急増期に、この5小1中から松井ヶ丘小学校、桃園小学校、薪小学校、田辺東小学校、大住中学校及び培良中学校の計6校が分離新設され、今日に至っています。

図表 小中学校の変遷概要



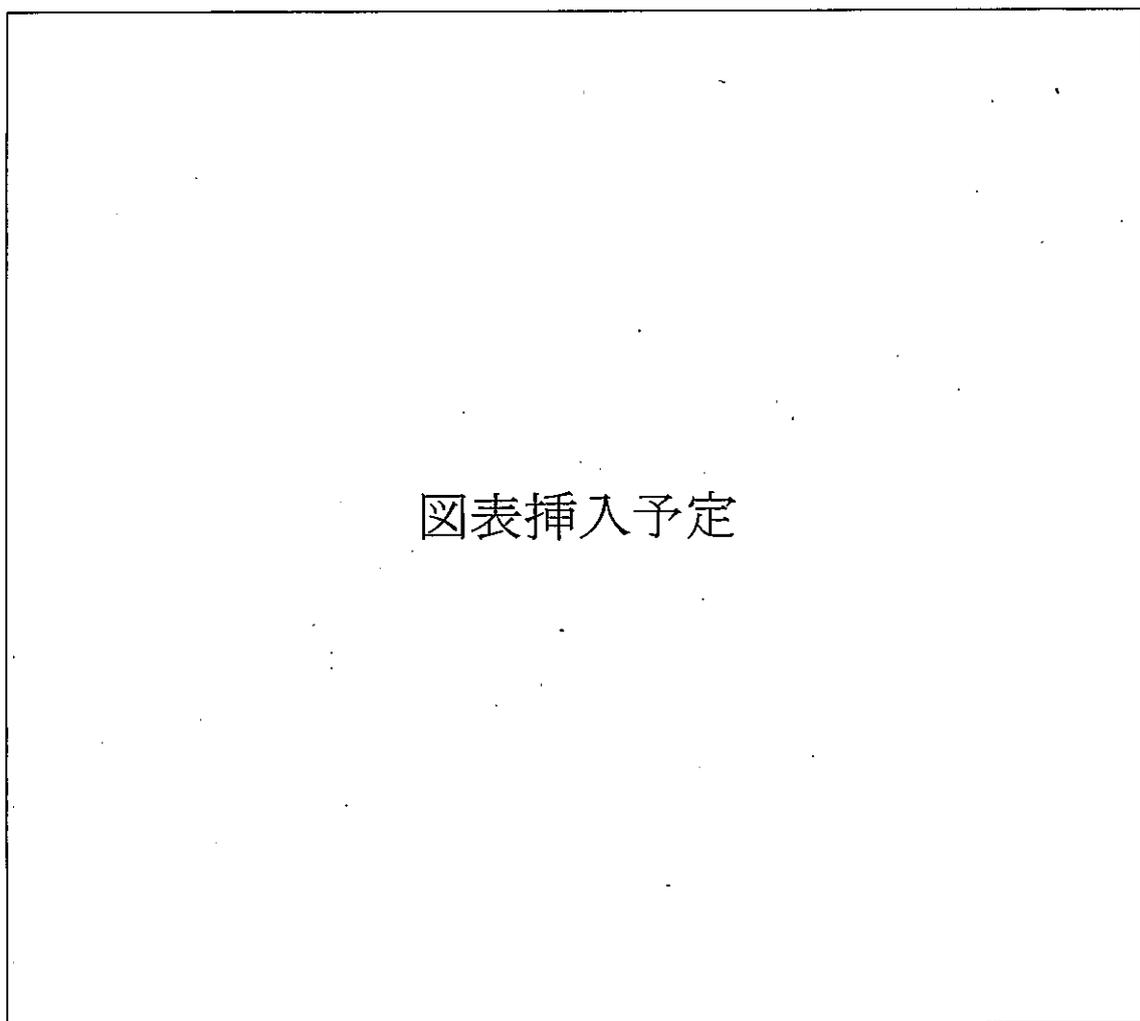
2 学校の配置状況等

(1) 学校の配置

本市では、東西5.5km、南北10.9kmに広がる市域を北部地域・中部地域・南部地域の3つの地域生活圏に分け、それぞれが有する自然や歴史を生かしたまちづくりを進めています。

現在、北部地域には小学校3校と中学校1校、中部地域には小学校4校と中学校2校、南部地域には小学校2校が配置されています。

図表 小中学校の配置



(2) 通学距離と時間

① 小学校

徒歩による集団登校を実施している小学校の通学距離は概ね1.5km以内、通学時間は概ね30分以内となっています。

通学区域（校区）に山間部の集落を含む普賢寺小学校については、通学距離が最長で3km超となっており、通学費の補助やスクールバスの運行による通学支援を行っています。

図表 小学校までの通学距離



図表挿入予定

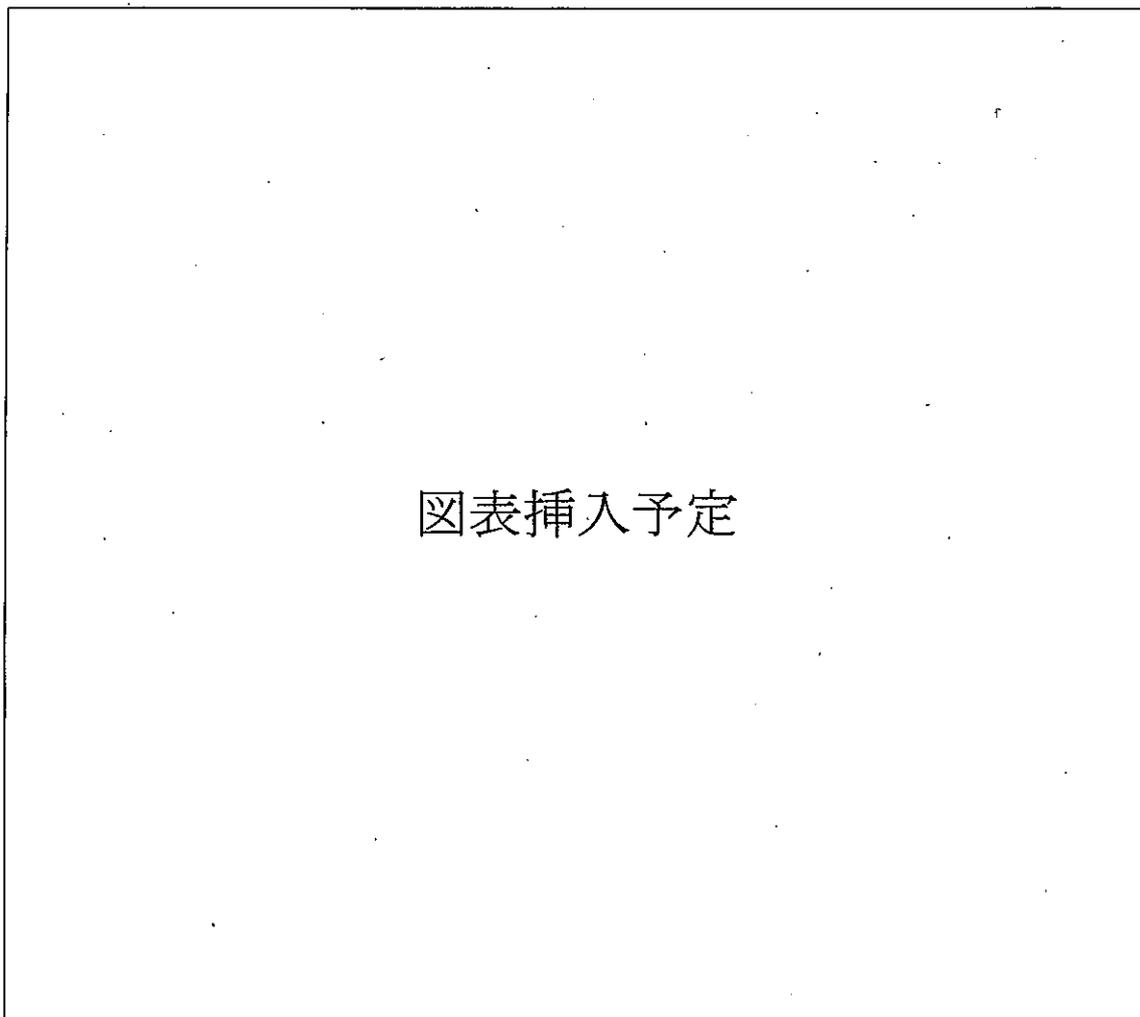
② 中学校

中学校の通学距離・時間について、比較的校区が広い田辺中学校は、通学距離が最長で約5kmとなっていますが、遠距離通学者には自転車通学を許可しています。

大住中学校の通学距離は概ね1.5km以内、徒歩による通学時間は概ね30分以内となっている一方、通学距離が3km程度となる地域もあります。

培良中学校の通学距離も概ね1.5km以内、徒歩による通学時間は概ね30分以内となっています。通学距離が3km程度となる地域もありますが、遠距離通学者には自転車通学を許可しています。

図表 中学校までの通学距離



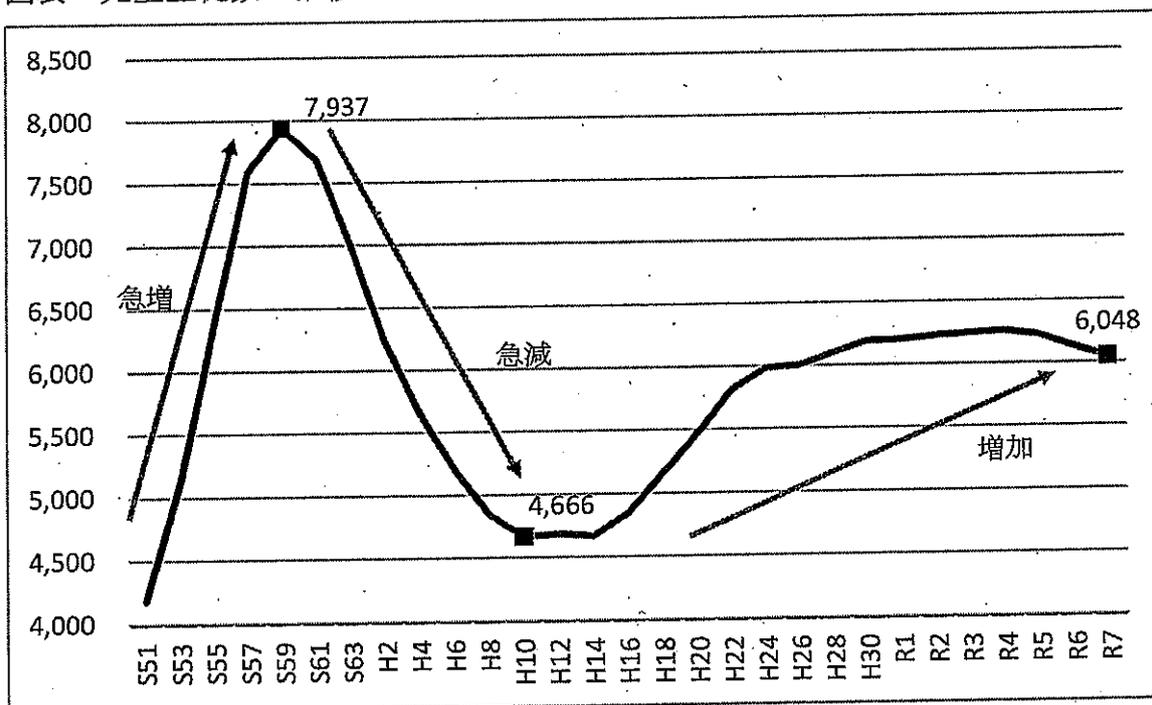
3 児童生徒数の推移等

(1) 児童生徒数の推移

小中学校の児童生徒数は、昭和40(1965)年代後半から昭和50(1975)年代にかけて急増し、昭和59年度(1984)に7,937人とピークを迎えましたが、その後は一転して急減局面となり、平成10年度(1998)にはピーク時の6割弱の4,666人まで減少しました。

その後は再び増加傾向に転じ、令和7年度(2025)は6,048人となっています。

図表 児童生徒数の推移

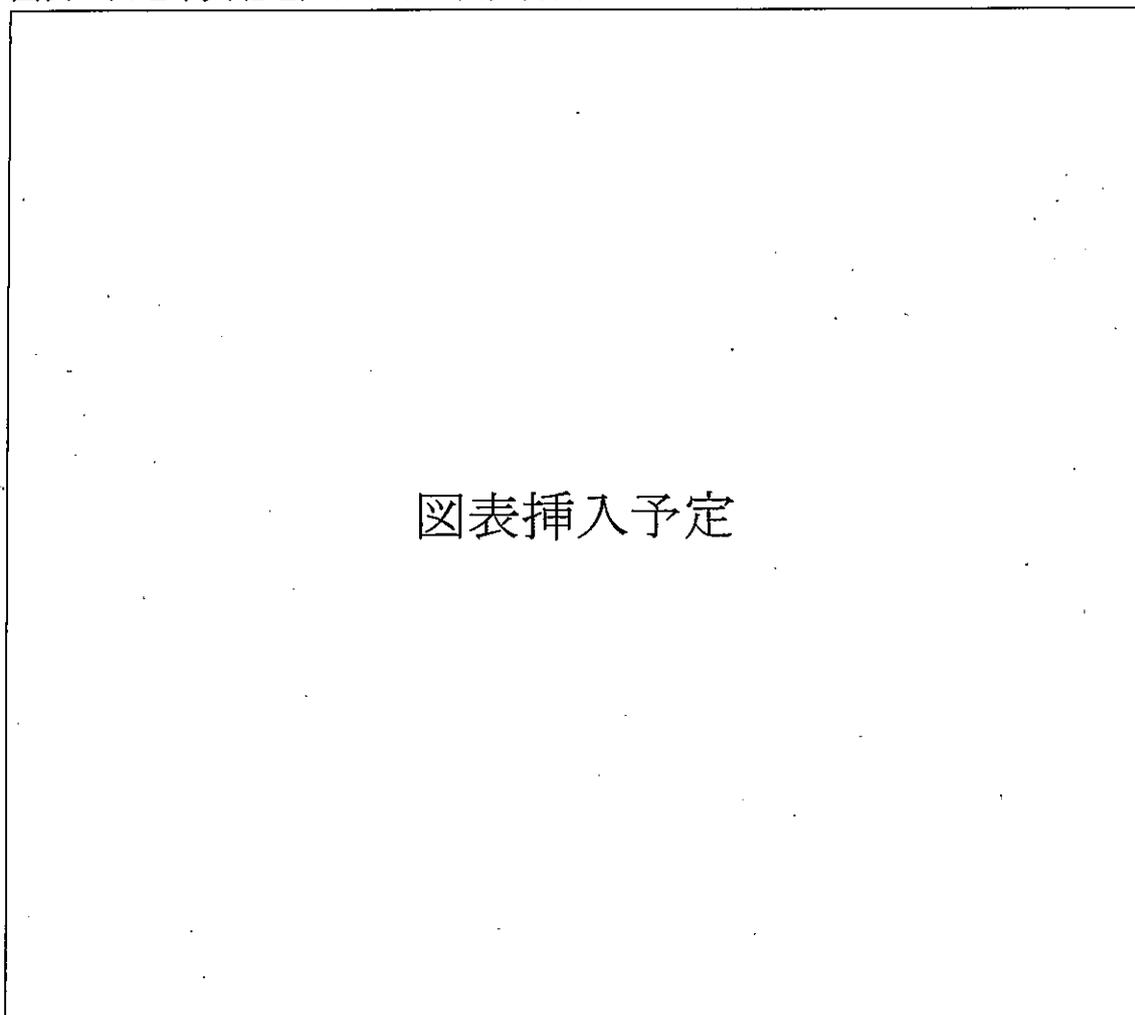


(2) 今後の大規模住宅開発

本市では現在、田辺小学校区・田辺中学校区内の田辺中央北地区において土地区画整理事業に伴う住宅開発が計画されています。

戸建て住宅のほか、200～250戸の大規模共同住宅（マンション）の建築が想定されていることから、田辺小学校及び田辺中学校の児童生徒数に大きな影響を及ぼすことが見込まれています。

図表 田辺中央北地区における開発計画



4 学校規模

(1) 国における区分

児童生徒がお互いに切磋琢磨することを通じて一人一人の能力を伸ばしていくため、小中学校では一定の集団規模による教育が行われており、学校規模は良好な教育を進めるための重要な要素です。

国においては、学校教育法施行規則等で小中学校ともに学級数が12学級～18学級を学校規模の標準とするとともに、学校を統合する場合は12学級～24学級までを適正な規模の条件としています。

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない。※本規定は中学校も準用

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。

図表 学校規模の分類

分類	学級数
過大規模校	31学級～
大規模校	25学級～30学級
適正規模校	12学級～24学級（標準規模：12学級～18学級）
小規模校	6学級～11学級
過小規模校	1～5学級

※適正規模校以外の分類は文部科学省「これからの学校施設づくり」より。

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

(2) 小中学校の規模の現状

令和7年度(2025)現在、小学校は適正規模校が5校、小規模校が3校、31学級以上の過大規模校が1校で、中学校は適正規模校、小規模校、大規模校が各1校となっています。

なお、小学校の小規模校2校は学年単学級で、クラス替えができない規模です。

図表 学校別児童生徒数と学級数 (令和7年5月1日現在)

	学校名	児童生徒数	学級数	分類
小学校	大住小学校	213	9	小規模校
	田辺小学校	637	20	適正規模校
	草内小学校	305	12	適正規模校
	三山木小学校	1,123	35	過大規模校
	普賢寺小学校	102	6	小規模校
	田辺東小学校	144	6	小規模校
	松井ヶ丘小学校	589	19	適正規模校
	薪小学校	595	19	適正規模校
	桃園小学校	411	15	適正規模校
中学校	田辺中学校	989	26	大規模校
	大住中学校	646	17	適正規模校
	培良中学校	294	9	小規模校

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

(3) 小規模校・大規模校の課題

① 小規模校

小規模校には、「児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。」「異学年間の縦の交流が生まれやすい。」「保護者や地域社会との連携が図りやすい。」などといった面がある一方、以下のような課題があります。

図表 小規模校の課題

学習生活面
<ul style="list-style-type: none">● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。● 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。● 運動会などの学校行事や音楽活動等の児童生徒の主体的な集団教育活動に制約が生じやすい。● 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。● 部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。● 人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。● 集団内の性別に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。
学校運営面
<ul style="list-style-type: none">● 教職員数が少ないため、経験、校務分掌などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。● 一人の教員に複数の校務分掌が集中しやすい。● 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなる。
その他
<ul style="list-style-type: none">● PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

② 大規模校

大規模校には、「運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。」「クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。」「PTA活動等において、役割分担により保護者の負担を分散しやすい。」などといった面がある一方、以下のような課題があります。

図表 大規模校の課題

学習生活面
<ul style="list-style-type: none">● 教職員による児童生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。● 学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくい。● 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。● 児童生徒相互の人間関係が深まりにくい。● 異学年間の縦の交流が生まれにくい。● 複数の教員が同学年の教科を指導するため、指導と評価の一貫性を図るのが難しくなりやすい。
学校運営面
<ul style="list-style-type: none">● 教職員相互の連絡調整が図りづらい。● 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。● 学年が一体となって活動しにくい。
その他
<ul style="list-style-type: none">● 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。● 災害発生等による緊急避難時に混雑が生じやすい。● 校舎（廊下）、運動場、体育館の密度が高くなり怪我の危険性が高まりやすい。

5 新しい時代の学びへの対応

(1) 教室など学習空間

GIGAスクール構想による1人1台端末の日常的な活用に伴う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、その基盤となる学習空間も柔軟で創造的なものに転換していくことが求められています。

① 教室配置・面積

我が国では、戦後の児童生徒の急増期に量的確保の観点から、昭和25年(1950)に示された鉄筋コンクリート造の標準設計（以下「標準設計」という。）を踏まえ、廊下の面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な学校施設が数多く整備されました。

本市においても、今日に至るまでに整備された市立小中学校の全てが片廊下一文字型の教室配置となっています。

また、普通教室の面積も標準設計でモデルプランとされた63㎡（幅7メートル×長さ9メートル）と概ね同規模の64㎡～68㎡となっています。

普通教室には、現在、児童生徒の荷物収納ロッカーや掃除用具入れが置いてあるだけでなく、GIGAスクール構想によるタブレット保管庫と大型提示装置が導入されており、学級規模によっては空間的余裕がない状況が発生しています。

② 特別教室

学校の教室には、普通教室のほか、音楽教室や理科教室、図書室など特別な教科の用途等に供する特別教室があります。

小学校では、全校で理科教室、音楽教室、家庭教室及び図書室が確保されていますが、教室不足により2校で図画工作教室が確保できていない状況です。

中学校では、全校で理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、コンピューター教室、図書室及び進路資料・指導室が確保されています。

③ 教室用机

小学校で使用されている教室用机は旧JIS規格（幅600mm×奥行400mm）で、タブレット端末を使用する授業の際には机の上で教材等を広げることが難しいという課題があります。

なお、中学校で使用されている教室用机は新JIS規格（幅650mm×奥行450mm）となっています。

④ 黒板

GIGAスクール構想により1人1台端末が整備されたことから、黒板で教員が教えるだけでなく、児童生徒と教員がタブレット端末で図表や写真、動画を共有しながら授業を進めることができるようになりました。

一方、従来の黒板はチョークを使用しますが、その粉末がタブレット端末等の故障の原因になるという指摘があります。

田辺小学校では、令和5年度(2023)からの長寿命化工事にあわせて北・中校舎教室の黒板をホワイトボードに交換し、タブレット端末使用時に映像を写し出すなどICTを一層活用した学びが可能になりました。

⑤ 空調設備

本市では、平成26年(2014)に児童生徒が日中の大半を過ごす普通教室と特別教室の全てに空調設備を一斉に設置しました（増築工事中であった三山木小学校は平成28年(2016)に設置完了）。

設置後10年以上が経過し、機器の老朽化が進んでいることから、今後は既存空調設備の更新を計画的に進めていく必要があります。

なお、現在、体育館等には空調設備が設置されていませんが、令和7年度(2025)中に全ての小中学校の体育館等に設置する予定です。

⑥ トイレの洋式化

現在、小中学校のトイレの洋式化率は76.1%となっています。

令和4年度(2022)に新型コロナウイルス対策として洋式トイレの設置を進め、洋式化率は、それまでの50.0%から大幅に向上しましたが、家庭では洋式トイレが一般的になっていることから、今後も洋式化を進めていく必要があります。

⑦ 照明

平成28年(2016)に締結された「水銀に関する水俣条約」によって令和9年(2027)末までに蛍光灯の製造が禁止されます。

小中学校については、長寿命化工事にあわせて、あるいは照明器具の不具合が生じた場合にLED照明への交換を行っているものの、大半の教室が蛍光灯のままとなっており、早急に対応する必要があります。

(2) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備とともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の一層の充実が求められています。

① 特別支援教育の現状

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は近年増加傾向にあります。

通級指導¹を受ける情緒障害やADHD等の児童生徒も増加しており、本市では令和7年度(2025)に全ての小中学校に通級指導教室が設置されました。

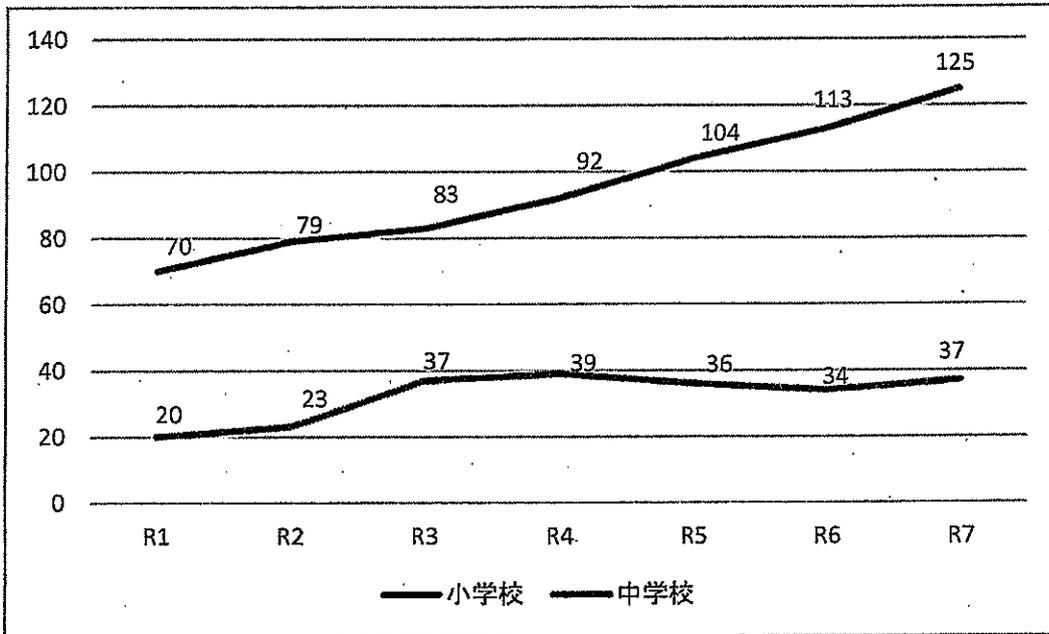
また、令和3年(2021)の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受けて、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児の受入れ体制を整備しました。

今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶインクルーシブ教育の実現に向けて、障がいのある児童生徒が落ち着きを取り戻すことのできる空間や医療的ケアの実施に配慮されたスペースの確保が求められています。

¹ 通常学級に在籍する障がいのある児童生徒が一部の授業（特別の指導）を別の通級指導教室で受けるもの。

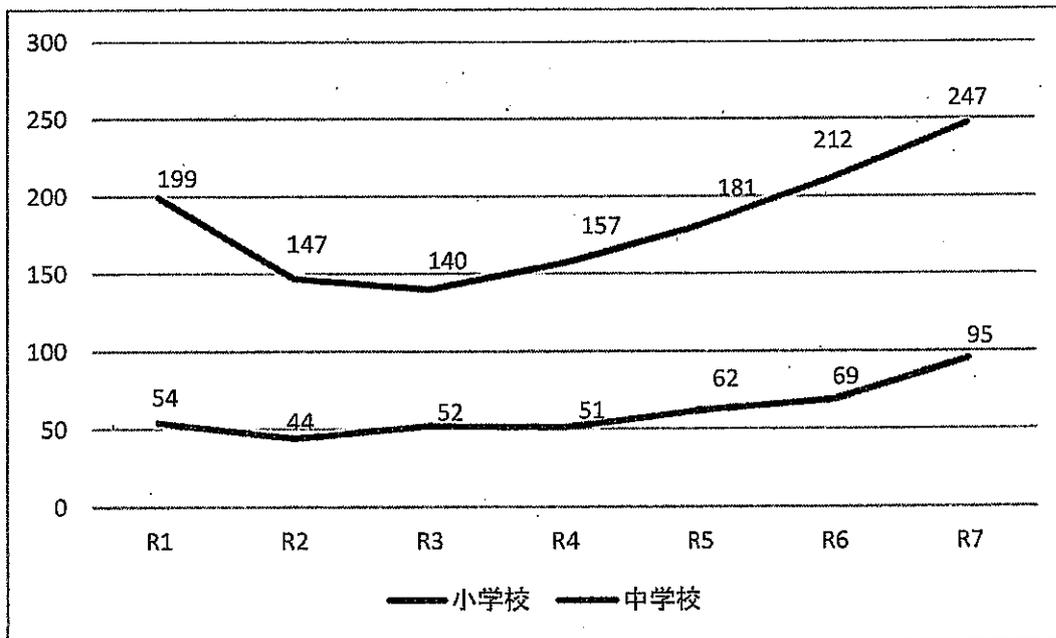
図表 特別支援学級の児童生徒数の推移

(人)



図表 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

(人)



② バリアフリー化の状況

令和2年(2020)の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の一部改正により、小中学校施設についても建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務が課せられました。

小中学校施設のバリアフリー化の状況は、現在、スロープ等による段差解消が100%となっているほか、バリアフリースイレ及びエレベーターの設置率はともに83.3%（いずれも校舎）となっています。

国では、バリアフリースイレは避難所に指定されている全ての学校、エレベーターは要配慮児童生徒が在籍する全ての学校に整備することを目標としており、学校施設のバリアフリー化の一層の推進が必要です。

③ 不登校問題

不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあります。

本市では、不登校児童生徒の居場所づくりとして開設している教育支援教室の機能を拡充した「教育支援センター」を令和5年(2023)に京田辺市商工会館内で開設するとともに、自分のクラスに入りづらい児童生徒が学校内の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる「校内教育支援センター」を京都府教育委員会の事業指定を受けて2校で設置しています。

今後は、未然防止・早期対応の観点から、臨床心理士の学校への派遣やスクールカウンセラーの配置だけでなく、教育支援センターの充実、校内教育支援センターの更なる設置推進が必要です。

(3) 小中一貫教育

不登校の理由は様々ですが、小学校から中学校への進学に際しての生活環境や学習環境の大きな変化に十分に適應できない所謂「中1ギャップ」が大きな要因の一つとして挙げられています。

そのため、全国的に小中一貫教育が推進されており、平成28年(2016)の「学校教育法等の一部を改正する法律」等の施行により、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」や、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す「小中一貫型小・中学校」が制度化されました。

本市においても、より良い教育環境の確保と義務教育9年間を見通した継続性のある一貫した教育に取り組んでいくことが求められています。

6 学校施設の状況

(1) 校舎・屋内運動場

① 校舎

市立小中学校の校舎（部室棟を含む）43棟のうち、建築後40年以上経過している校舎は35棟で約81%を占めており、50年以上経過している校舎は16棟となっています。

令和3年(2021)3月に策定した京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、田辺小学校の2棟については長寿命化改修等を実施しました。

図表 小中学校校舎の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
大住小学校	校舎1(中校舎)	RC	S42	58	901	
大住小学校	校舎2(北校舎)	RC	S48	52	1,358	
大住小学校	校舎3(管理棟)	RC	S51	49	1,856	
大住小学校	校舎4(南校舎)	RC	S55	45	1,352	
田辺小学校	校舎1(北校舎)	RC	S34	66	1,742	R5長寿命化
田辺小学校	校舎2(南校舎)	RC	S43	57	2,082	
田辺小学校	校舎3(中校舎)	RC	S53	47	737	R6長寿命化
田辺小学校	校舎4(トイレ棟)	S	H19	18	78	
草内小学校	校舎1(南校舎東)	RC	S45	55	437	
草内小学校	校舎2(備校舎中・西)	RC	S55	45	1,269	
草内小学校	校舎3(中校舎)	RC	S45	55	429	
草内小学校	校舎4(管理棟)	RC	S40	60	252	
草内小学校	校舎5(北校舎)	RC	S50	50	1,226	
三山木小学校	校舎1(東校舎西)	RC	S46	54	826	
三山木小学校	校舎2(東校舎東)	RC	S47	53	1,305	
三山木小学校	校舎3(東校舎北)	RC	S49	51	680	
三山木小学校	校舎4(西校舎)	RC	H27	10	4,917	
普賢寺小学校	校舎1(南校舎)	RC	S48	52	693	
普賢寺小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49	51	1,043	
普賢寺小学校	校舎3(北校舎)	RC	H6	31	394	
田辺東小学校	校舎1(北校舎)	RC	S47	53	1,179	

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
田辺東小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49	51	2,168	
田辺東小学校	校舎3(中校舎)	RC	H22	15	1,183	
松井ヶ丘小学校	校舎1(南校舎)	RC	S53	47	2,727	
松井ヶ丘小学校	校舎2(北校舎)	RC	H9	28	2,025	
薪小学校	校舎1(管理棟)	RC	S54	46	2,492	
薪小学校	校舎2(南校舎)	RC	S54	46	1,456	
桃園小学校	校舎1(南校舎)	RC	S59	41	1,995	
桃園小学校	校舎2(北校舎)	RC	S59	41	2,479	
田辺中学校	校舎1(北校舎)	RC	S50	50	2,151	
田辺中学校	校舎2(南校舎)	RC	H22	15	2,645	
田辺中学校	校舎3(管理棟)	RC	H24	13	1,815	
田辺中学校	部室棟	RC	H24	13	276	
大住中学校	校舎1(南校舎西)	RC	S53	47	1,727	
大住中学校	校舎2(北校舎)	RC	S53	47	2,019	
大住中学校	校舎3(管理棟)	RC	S55	45	2,509	
大住中学校	校舎4(南校舎東)	RC	S58	42	796	
大住中学校	校舎5(昇降室棟)	RC	S58	42	449	
大住中学校	部室棟1	S	S53	47	118	
大住中学校	部室棟2	S	S53	47	83	
培良中学校	校舎1(南校舎)	RC	S57	43	2,567	
培良中学校	校舎2(北校舎)	RC	S57	43	2,716	
培良中学校	部室棟1	RC	S57	43	175	

※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造

※築年数は令和7年度(2025)を基準に算出

② 屋内運動場

小中学校の屋内運動場（体育館及び武道場）13棟のうち、建築後40年以上経過している屋内運動場は12棟で約92%を占めており、50年以上経過している屋内運動場は4棟となっています。

京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、薪小学校の体育館については大規模改修を実施しました。

なお、屋内運動場は、校舎とともに避難所に指定されており、災害時には住民等が一時的に滞在する施設となります。

図表 小中学校屋内運動場の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
大住小学校	体育館	RC	S48	52	668	
田辺小学校	体育館	RC	H5	32	860	
草内小学校	体育館	RC	S56	44	740	
三山木小学校	体育館	RC	S48	52	649	
普賢寺小学校	体育館	RC	S58	42	631	
田辺東小学校	体育館	RC	S49	51	808	
松井ヶ丘小学校	体育館	RC	S53	47	703	
薪小学校	体育館	RC	S54	46	716	R5大規模改修
桃園小学校	体育館	RC	S58	42	717	
田辺中学校	体育館	RC	S50	50	1,179	
大住中学校	体育館	RC	S53	47	1,035	
培良中学校	体育館	RC	S57	43	1,070	
培良中学校	武道場	RC	S58	42	272	

※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造

※築年数は令和7年度(2025)を基準に算出

(2) 給食施設

① 京田辺市の学校給食

本市の学校給食は、小学校では学校の敷地内に給食施設（調理場）があることから、当該学校の給食を調理する自校調理方式、中学校では学校給食センターで調理して各校へ配送する共同調理場方式で実施されています。

また、学校給食を効率的かつ効果的に運営することで給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に提供するため、調理業務、配缶業務、調理器具の洗浄消毒業務等を民間事業者へ委託しています。

② 施設

小学校の給食施設9棟のうち、建築後40年以上経過している給食施設は8棟で約89%を占めており、50年以上経過している給食施設は3棟となっています。

令和6年(2024)には、中学校の給食を調理する学校給食センターが整備されました。

図表 小学校給食施設及び学校給食センターの状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
大住小学校	給食室棟	RC	S51	49	156	
田辺小学校	給食室棟	RC	S53	47	164	
草内小学校	給食室棟	RC	S42	58	131	
三山木小学校	給食室棟	RC	H27	10	425	
普賢寺小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49	51	1,043	うち給食室137m ²
田辺東小学校	給食室棟	RC	S47	53	144	
松井ヶ丘小学校	給食室棟	RC	S53	47	153	
薪小学校	給食室棟	RC	S54	46	150	
桃園小学校	給食室棟	RC	S59	41	151	
学校給食センター	学校給食センター	S	R6	1	2,192	

※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造

※築年数は令和7年度(2025)を基準に算出

③ 学校給食衛生管理基準への適合

学校給食における衛生管理を徹底するため、施設や設備、調理等に関する「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」が定められています。

しかしながら、本市の給食施設の大半は学校給食衛生管理基準が定められる前に整備されたため、基準に対応できていません。

図表 学校給食衛生管理基準適合状況

学校・施設名	建築年度	調理食数(食)	ドライシステム	作業区域区分	3槽シンク
大住小学校	S51	209	×	×	×
田辺小学校	S53	694	×	×	×
草内小学校	S42	323	×	×	×
三山木小学校	H27	1,226	○	○	○
普賢寺小学校	S49	120	×	×	×
田辺東小学校	S47	171	×	×	×
松井ヶ丘小学校	S53	628	×	×	×
薪小学校	S54	642	×	×	×
桃園小学校	S59	459	×	×	×
学校給食センター	R6	2,068	○	○	○

※調理食数は令和6年(2024)5月1日現在の児童生徒数・教職員数の合計としている。

※ドライシステムを導入していない学校はドライ運用（ドライシステムと同様に調理場を床を乾かした状態で使用）を行っている。

※作業区域区分は、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」「その他の区域」に部屋単位で区分しているものを○としている。

※3槽シンクは、「加熱調理用食品」「非加熱調理用食品」「器具洗浄」に用いるシンクを別々に設置しているものを○としている。

(3) 小学校プール施設

① 小学校の水泳授業

小学校の水泳授業については、これまで小学校敷地内のプール施設において実施してきましたが、屋外施設のため天候や気温に左右され授業時間数の確保が困難であったほか、清掃や維持管理が教職員の負担となっていました。

そのため、2年間の試行を経て、令和6年度(2024)から民間の屋内プール施設を活用して水泳授業を実施しています。

② 施設

小学校のプール施設10面のうち、建築後40年以上経過しているプール施設は9面で90%を占めており、50年以上経過しているプール施設は6面となっています。

今後、小学校のプール施設は廃止されるため、その敷地の活用方を検討していく必要があります。

図表 小学校プール施設の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
大住小学校	プール及び付属室	S	S42	58	21	廃止予定
田辺小学校	プール及び付属室	S	S40	60	21	廃止予定
草内小学校	プール及び付属室	S	S43	57	21	廃止予定
三山木小学校	プール及び付属室	RC	S40	60	21	廃止予定
	プール及び付属室	RC	H28	9	141	廃止予定
普賢寺小学校	プール及び付属室	S	S41	59	21	廃止予定
田辺東小学校	プール及び付属室	RC	S50	50	32	廃止予定
松井ヶ丘小学校	プール及び付属室	RC	S54	46	80	廃止予定
薪小学校	プール及び付属室	RC	S54	46	74	廃止予定
桃園小学校	プール及び付属室	RC	S58	42	74	廃止予定

※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造

※築年数は令和7年度(2025)を基準に算出

※延床面積は付属室の面積

第3章 プランの基本方針

1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針

市立小中学校では、現在、学校間の児童生徒数に偏在が生じていますが、少子化の進展によって、将来的には全ての小中学校で児童生徒数が減少することが見込まれています。

小規模化が更に進む学校がある一方で、児童生徒数が減少しても適正規模を維持できる学校もあり、教育環境の学校差が極端に大きくなる怖れがあります。

そのため、児童生徒の良好な教育環境を可能な限り確保することができる望ましい学校規模、望ましい学校配置の基本的な考え方を示します。

(1) 望ましい学校規模

学校教育法施行規則では、小中学校の学級数は12学級以上18学級以下が標準とされていますが、京田辺市では、下記の視点を踏まえ「12学級以上24学級以下」を望ましい学校規模（適正規模）の基準とします。

ただし、当該基準を一律に適用するのではなく、歴史的に地域コミュニティの核となってきた学校や小規模校として特色ある教育活動の実績を積み重ねてきた学校については、適用しないものとします。

また、児童生徒数が増加する学校と減少する学校が混在する前期計画においては、小学校は「6学級以上30学級以下」、中学校は「9学級以上30学級以下」まで許容するものとします。

<望ましい学校規模の視点>

- ・多様な出会いができ、交友関係を広げられる環境とするため、クラス替えができること。
- ・バランスのとれた学年を編制でき、また同学年に複数の教員を配置できること。
- ・活気があり、学校が一体となって行事等を円滑に行うことができること。

図表 学校規模の基準

区分	基準	前期計画で許容する範囲
小学校	12～24学級	6～30学級
中学校	12～24学級	9～30学級

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

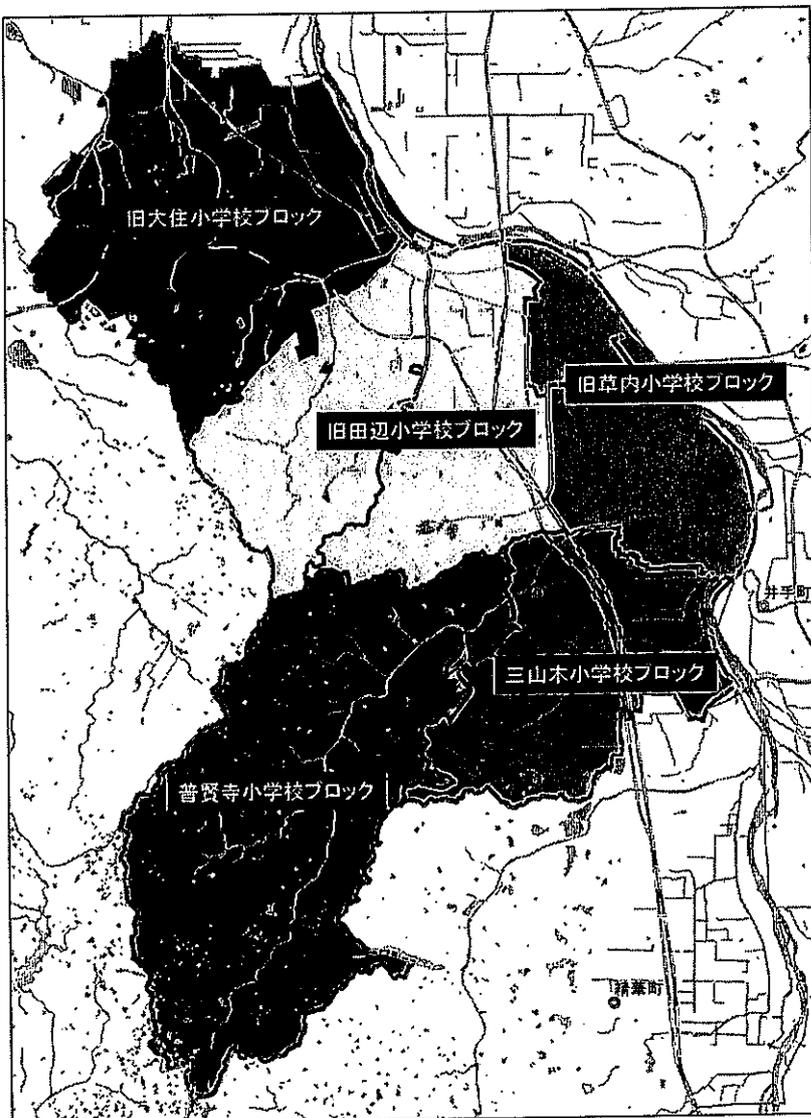
(2) 望ましい学校配置

① 学校配置の検討区分

学校の配置については、京田辺市全域の児童生徒数だけに着目して単に数合わせで行うのではなく、地域とのつながりや歴史的経緯に十分に配慮したものとしなければなりません。

そのため、現在の市立小中学校の源流となった「5小1中」をベースに、小学校は旧大住小学校、旧田辺小学校、旧草内小学校、三山木小学校及び普賢寺小学校を単位とする5つのブロックごとに、中学校は京田辺市全域を校区としていた旧田辺中学校を単位とする1ブロックで検討し、対策を講じるものとします。

図表 小学校の検討ブロック



※中学校の検討ブロック＝旧田辺中学校ブロックは京田辺市全域（奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く。）

② 通学距離及び時間

学校の配置を検討するにあたっては、通学距離や時間にも十分に配慮して、児童生徒の通学に過度な負担が生じることを避けなければなりません。

そのため、小中学校の望ましい通学距離は、現状に合致し、国が適正な通学距離としている小学校4km、中学校6km以内とします。

また、望ましい通学時間は、児童生徒の心身への影響及び家庭生活での時間を考慮して1時間以内とします。

なお、通学距離が3km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行うとともに、校区の見直しや統廃合により徒歩による通学時間が1時間²を超えるような場合は、通学費の補助やスクールバスの導入等の通学支援を行うものとします。

図表 通学距離及び時間の基準

区分	基準		備考
	通学距離	通学時間	
小学校	4km以内	1時間以内	徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援
中学校	6km以内	1時間以内	通学距離3km程度の地域は自転車通学 徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援

² 小学生の歩行速度は3 km/時間、中学生の歩行速度は4 km/時間を基準とする。

(3) 各ブロックについて

① 旧大住小学校ブロック

大住小学校、松井ヶ丘小学校及び桃園小学校の3校が配置されている旧大住小学校ブロックは、農業集落と計画的に整備された住宅地が共生するとともに、市の活性化に資する工業地を備えた地域生活圏エリアです。

京阪東ローズタウンなどの住宅開発が現在も継続する一方、松井ヶ丘、花住坂、大住ヶ丘地区は開発から時間が経過し、少子化・高齢化が進行しています。

令和7年度(2025)現在、大住小学校が小規模校となっています。

3小学校の児童数は、現在の1,213人から10年後の令和17年度(2035)は1,224人と横ばいで、松井ヶ丘小学校は増加が見込まれます。

しかしながら、20年後の令和27年度(2045)には3小学校全てで児童数が大幅に減少し、児童数の動向によっては桃園小学校も適正規模を下回る可能性があります。

図表 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
大住小学校	児童数	213	159	99
	学級数	9	6	6
松井ヶ丘小学校	児童数	589	680	409
	学級数	19	22	13
桃園小学校	児童数	411	385	256
	学級数	15	14	12
合計	児童数	1,213	1,224	764
	学級数	43	42	31

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

② 旧田辺小学校ブロック

田辺小学校と、同校から分離した薪小学校の2校が配置されている旧田辺小学校ブロックは、大規模商業施設や金融機関、総合病院といった市民生活の中心となる都市機能が集中するほか、市役所や図書館など公共施設が集積するエリアです。

近年は子育て世帯を中心に人口が増加しており、現在進められている田辺中央北地区の土地区画整理事業等により、更なる増加が予想されています。

令和7年度(2025)現在、田辺小学校、薪小学校はともに適正規模となっています。

2小学校の児童数は、現在の1,232人から10年後の令和17年度(2035)は1,203人と微減に止まりますが、薪小学校は児童数が150人以上減少する一方、田辺小学校は逆に100人以上増加して教室不足の発生が予想されています。

20年後の令和27年度(2045)には、田辺小学校は概ね横ばい、薪小学校は児童数が半減するものの、適正規模は維持される見通しです。

図表 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
田辺小学校	児童数	637	760	643
	学級数	20	24	21
薪小学校	児童数	595	443	302
	学級数	19	15	12
合計	児童数	1,232	1,203	945
	学級数	39	39	33

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

③ 旧草内小学校ブロック

草内小学校と、同校から分離した田辺東小学校の2校が配置されている旧草内小学校ブロックは、木津川沿いの豊かな農地を生かしたお茶栽培等が盛んなエリアです。

府営住宅や興戸駅東側地区では人口が減少傾向にあり、高齢化も進行しています。

令和7年度(2025)現在、田辺東小学校が小規模校となっています。

2小学校の児童数は、現在の449人から10年後の令和17年度(2035)は347人と約20%減少するものの、草内小学校は適正規模、田辺東小学校は各学年単学級のまま推移することが予想されています。

しかしながら、20年後の令和27年度(2045)には、草内小学校も適正規模を下回り、田辺東小学校では複式学級³が発生する見通しです。

図表 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
草内小学校	児童数	305	278	228
	学級数	12	12	10
田辺東小学校	児童数	144	69	44
	学級数	6	6	4
合計	児童数	449	347	272
	学級数	18	18	14

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

³ 2学年の児童生徒で編制する学級。京都府の場合、1学級の児童生徒数が小学校は12人(1年生は5人)、中学校は8人を下回る場合に編制される。

④ 三山木小学校ブロック

三山木小学校が配置されている三山木小学校ブロックは、関西文化学術研究都市の北部に位置するエリアです。

近鉄三山木・JR三山木駅周辺での土地区画整理事業及び同志社山手における住宅開発によって子育て世代を中心に人口が増加しています。

令和7年度(2025)現在、同校は過大規模校となっています。

児童数の増加に対応するため令和元年度(2019)と令和4年度(2022)に仮設校舎を整備したほか、令和5年度(2023)には近隣に第2グラウンドを整備しました。

児童数は、現在の1,123人から10年後の令和17年度(2035)は1,075人と微減に止まり、過大規模校のまま推移することが予想されています。

20年後の令和27年度(2045)には756人まで減少し、適正規模となる見通しですが、児童数の動向によっては、なお大規模校に止まる可能性があります。

図表 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
三山木小学校	児童数	1,123	1,075	756
	学級数	35	34	24

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

⑤ 普賢寺小学校ブロック

普賢寺小学校が配置されている普賢寺小学校ブロックは、山間部を中心とした自然豊かなエリアで、人口は減少傾向にあり、高齢化が進行しています。

令和7年度(2025)現在、同校は各学年単学級の小規模校となっています。校区内に在住する児童は少なくなっていますが、平成19年(2007)に導入した小規模特認校制度⁴により校区外からも児童を受け入れ、令和3年(2021)には約20年ぶりに児童数が100人台を回復しました。

また、普賢寺小学校は小規模校の良さを生かした特色ある教育活動を展開するとともに、本市唯一のコミュニティ・スクール⁵として、地域住民が積極的に学校運営に参画するなど地域コミュニティの核となっています。

児童数は、現在の102人から10年後の令和17年度(2035)は78人、20年後の令和27年度(2045)には52人と半減するものの、複式学級の発生には至らず、各学年単学級のまま推移することが予想されています。

図表 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
普賢寺小学校	児童数	102	78	52
	学級数	6	6	6

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

- ⁴ 小規模校の良さを生かした学校運営を行う学校に対し、市内全域からの就学を認めるもの。
- ⁵ 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため、地域住民等が参画する「学校運営協議会」を設置している学校。

⑥ 旧田辺中学校ブロック

田辺中学校と、同校から分離した大住中学校、培良中学校の3校が配置されている旧田辺中学校ブロックは、奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く京田辺市全域がエリアです。

令和7年度(2025)現在、田辺中学校が大規模校、培良中学校が小規模校となっています。

培良中学校については、令和6年度から学校選択制度⁶を導入し、校区外の生徒も受け入れています。

3中学校の生徒数は、現在の1,929人から10年後の令和17年度(2035)は1,827人と小幅に減少しますが、田辺中学校は生徒数の増加により教室不足の発生が見込まれ、過大規模校となるおそれもあります。

20年後の令和27年度(2045)には3中学校とも生徒数が減少しますが、大住中学校は40%以上の減少となる見通しで、生徒数の動向によっては適正規模を下回る可能性があります。

図表 生徒数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	生徒数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
田辺中学校	生徒数	989	1,009	705
	学級数	26	30	21
大住中学校	生徒数	646	562	388
	学級数	17	17	12
培良中学校	生徒数	294	256	212
	学級数	9	9	6
合計	生徒数	1,929	1,827	1,305
	学級数	52	56	39

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

※令和8年度(2026)から3年間で段階的に35人学級に移行するものとして学級数を算出。

⁶ 保護者及び児童生徒の主體的な判断に基づいて学校を選択する制度の総称。培良中学校については、従来の通学区域は残したまま、市内全域（一部地域を除く）から就学を認めている。

(4) 適正化の考え方

学校規模・学校配置の適正化を具体的に実施する時期について、各ブロックにおける児童生徒数の今後の推移を見ると、少なくとも前期計画の計画期間である令和17年度(2035)まで大きな変動は見込まれていません。

そのため、前期計画では、現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組みます。

なお、後期計画においては、改めて児童生徒数の推移を精査した上で、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置といった小中一貫教育とあわせ、必要に応じて統廃合を含めた適正化の検討を行うものとします。

2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針

※学校教育審議会で審議中

3 学校付属施設のあり方に係る基本方針

(1) 小学校給食施設

学校給食の提供方式は、学校敷地内の給食施設（調理場）で給食を調理・提供する「自校調理方式」、調理場を有する学校で調理した給食を他の学校へ配送する「親子調理方式」、複数の学校の給食を学校給食センターで調理して各校へ配送する「共同調理場方式」の3方式が一般的です。

中学校給食は、令和6年(2024)に学校給食センターが整備され、共同調理場方式で実施していることから、給食施設の老朽化等が課題となっている小学校給食の提供方式について比較・検討を行いました。

① 自校調理方式の検討

ア) 施設面積

小学校の給食施設について、学校給食衛生管理基準に基づき自校調理方式で更新する場合、最大で約3.5倍の床面積が必要です（ドライシステム化されている三山木小学校を除く）。

図表 自校調理方式の必要面積

学校名	計画食数 (食)	必要床面積 (㎡)	参考	
			現況面積 (㎡)	不足面積 (㎡)
大住小学校	250	301	156	145
田辺小学校	700	509	164	345
草内小学校	350	347	131	216
普賢寺小学校	150	254	137	117
田辺東小学校	150	254	144	110
松井ヶ丘小学校	800	556	161	395
薪小学校	600	463	150	313
桃園小学校	500	417	151	266

※計画食数は、令和18年(2036)までに見込まれる最大必要食数から算出している。

※施設床面積は「改訂 学校給食施設計画の手引き（美味しい学校給食施設研究委員会）」から算出している。

イ) 対応可能性評価

給食施設の更新整備にあたっては、学校内での敷地の確保や校舎への接続、学校運営への支障の回避が求められますが、田辺小学校、草内小学校、普賢寺小学校、薪小学校、桃園小学校の5校は敷地形状、校舎配置状況、車両動線に課題があるほか、学校活動の安全確保への影響が大きく、更新整備は物理的に困難です。

図表 自校調理方式の対応可能性評価

学校名	評価項目		判定	備考
	敷地・動線	その他		
大住小学校	○	○	○	プール撤去が必要
田辺小学校	○	×	×	
草内小学校	×	○	×	
普賢寺小学校	×	○	×	
田辺東小学校	○	○	○	
松井ヶ丘小学校	○	○	○	プール撤去が必要
薪小学校	×	○	×	
桃園小学校	○	×	×	

② 親子調理方式の検討

ア) 施設面積

給食施設の更新ができる大住小学校、松井ヶ丘小学校、田辺東小学校の3校について、親校として給食施設を整備する場合は、更に大きな面積が必要となります。

図表 親子調理方式の必要面積

学校名	計画食数 (食)	必要床面積 (㎡)
大住小学校	960	760
田辺東小学校	1,600	1,460
松井ヶ丘小学校	820	680

イ) 対応可能性評価

給食を他の学校へ配送する親子調理方式の給食施設は、建築基準法上「工場」扱いとなります。

そのため、整備できる学校が限定的になるほか、配送トラックの安全な通行のため周辺道路の幅員が6.5m以上必要であると考えられるものの、3校とも課題があります。

図表 親子調理方式の対応可能性評価

学校名	評価項目						判定
	立地条件			敷地内条件			
	用途地域	周辺道路	防災	敷地	動線	その他	
大住小学校	○	△	○	○	○	○	△
田辺東小学校	○	△	△	○	○	○	△
松井ヶ丘小学校	△	○	○	○	○	○	△

※用途地域は、市街化調整区域の場合を○、許可が必要な市街化区域の場合を△と評価。

※周辺道路は、敷地に接する道路幅員が6.5m以上の場合を○、6.5m未満で拡幅が必要な場合を△と評価。

※防災は、災害危険区域その他の危険な区域内に存在しない場合を○、存在する場合を△と評価。

③ 共同調理方式の検討

ア) 施設面積

計画食数を将来の必要給食数をもとに2,400食と設定し、令和6年(2024)に整備した学校給食センターの実績を踏まえると、共同調理場に必要延床面積は1,560㎡となります。

図表 共同調理方式の施設面積

学校名	計画食数 (食)	施設床面積 (㎡)
共同調理場	2,400	1,560
(参考) 学校給食センター	3,000	2,192

イ) 対応可能性評価

小学校の給食施設を1つの共同調理場（センター）へ集約し、各学校へ配送する共同調理場方式の給食施設は、建築基準法上「工場」扱いとなります。

そのため、工業地域や市街化調整区域等で、かつ、配送トラックの通行のため周辺道路の幅員が6.5m以上ある場所での整備が求められます。

※長寿命化計画改定とあわせて検討

(2) 小学校プール施設

※検討中

第4章 前期計画

1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画

令和17年度(2035)までの前期計画においては、現在の市立9小学校・3中学校体制の維持を前提に、教室不足の発生回避と過大規模校の解消を目的として、旧田辺小学校ブロック、三山木小学校ブロック及び旧田辺中学校ブロックで学校選択制度の導入及び通学区域(校区)の変更による適正化に取り組みます。

(1) 旧田辺小学校ブロック

① 適正化対策

現在、土地区画整理事業が進められている田辺中央北地区では、令和10年度(2028)から戸建て住宅のほか、大規模共同住宅の建築が想定されています。

同地区は田辺小学校区となっていますが、これらの建築に伴って教室不足の発生が予想され、特に共同住宅は入居が一時期に集中し、児童数に与える影響の大きさが懸念されます。

そのため、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅について、校区を変更します。

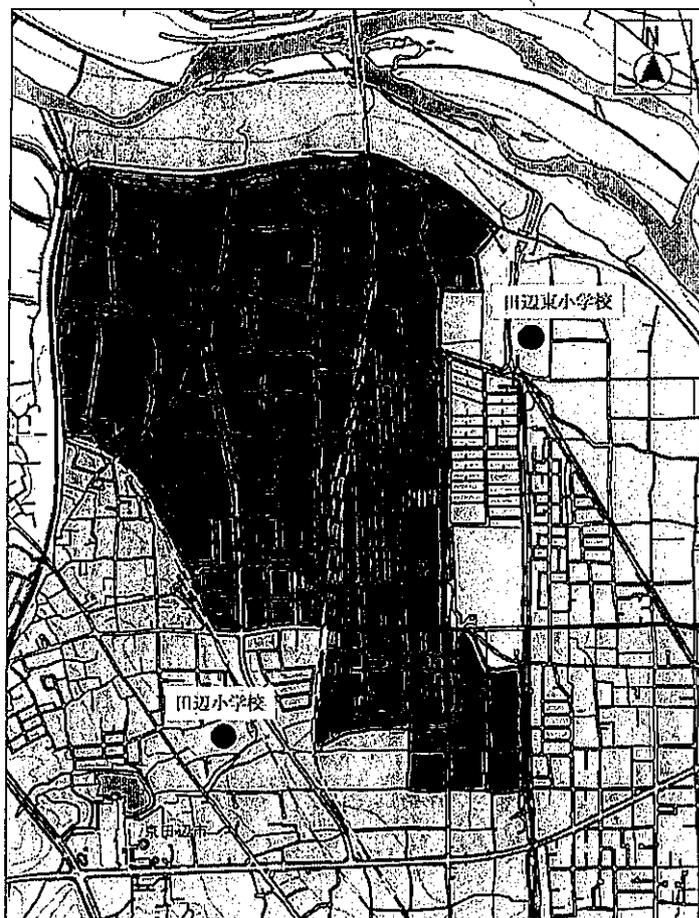
なお、校区の変更にあたっては、同じブロックで隣接する新小学校への変更が考えられますが、かえって同小で教室不足が発生するため、旧草内小学校ブロックの田辺東小学校へ校区を変更します。

また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域には、田辺小学校又は田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度⁷を導入します(田辺東小学校を選択した場合、卒業後は同校が接続する培良中学校へ進学)。

これらの校区変更等は、歴史的経緯を踏まえて時限的な措置とし、後期計画策定時に見直しを行います。

⁷ 特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

図表 田辺小学校の校区変更等



- 小学校の位置
 - ▨ 田辺小学校区
 - 田辺東小学校区
 - 田辺小学校区 (対象区域)
- ※今後、対象区域で建築される一定規模以上の共同住宅は田辺東小学校区（中学校は培良中学校区）とする
- ※上記共同住宅以外の区域には田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。

② 適正化対策の実施時期

校区の変更及び特定地域選択制度の導入は令和8年度(2026)からとします。

③ 学校規模

適正化対策実施後、10年後の令和17年度(2035)における学校規模については、田辺小学校が児童数631人18学級、薪小学校が児童数443人15学級と、いずれも適正規模となる見込みです。

また、田辺東小学校も児童数258人12学級となり、現在の全学年単学級の小規模校から全学年複数学級の適正規模となる見込みです。

図表 児童数の将来推計【適正化後】

(人、学級)

学校名	児童数等	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
田辺小学校	児童数	633	611	587	614	591	631
	学級数	21	21	20	19	18	18
薪小学校	児童数	590	552	524	497	477	443
	学級数	19	18	18	17	17	15
合計	児童数	1,223	1,163	1,111	1,111	1,068	1,074
	学級数	40	39	38	36	35	33

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

図表 児童数の将来推計【適正化後】

(人、学級)

学校名	児童数等	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
田辺東小学校	児童数	139	145	147	145	200	252
	学級数	6	6	6	6	6	12

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

④ 通学距離及び時間について

田辺中央北地区及びその周辺地域から田辺東小学校への通学距離は1.5km以内で、徒歩による通学時間は30分以内となります。

(2) 三山木小学校ブロック

① 適正化対策

児童数は令和8年度(2026)をピークに減少へ転じるものの、令和17年度(2035)までは過大規模校のまま推移することが予想されています。

対策として、隣接する草内小学校又は普賢寺小学校への校区の変更が考えられますが、三山木小学校を含めたいずれの小学校も地域により設立された歴史を有し、それぞれの地域と密接不可分の関係にあります。

また、児童が集中する同志社山手地区の普賢寺小学校への校区の変更については、例え一部の変更であっても同小で教室不足が発生するだけでなく、現在の小規模特認校としての特色が失われることとなります。

そのため、学校敷地の拡大等により教育環境の確保・改善に努めるとともに、大規模状態を緩和するため三山木小学校区に旧草内小学校ブロックの草内小学校・田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入します(草内小学校・田辺東小学校を選択した場合、卒業後は両校が接続する培良中学校へ進学)。

さらに、三山木小学校区内で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、その影響を検討した上で必要に応じて校区変更を行うものとします。

② 適正化対策の実施時期

特定地域選択制度の導入は令和9年度(2027)からとします。

③ 学校規模

10年後の令和17年度(2035)における三山木小学校の学校規模については、児童数1,015人30学級で、過大規模は解消される見込みです。

図表 児童数の将来推計【適正化実施後】 (人、学級)

学校名	児童数等	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
三山木小学校	児童数	1,190	1,185	1,160	1,146	1,021
	学級数	37	37	37	36	30

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

④ 通学距離及び時間について

特定地域選択制度を導入する三山木小学校区から田辺東小学校へ通学する場合、通学距離は最長5キロメートル超となります。

徒歩による通学時間が1時間を超えることから、支援を含めた通学手段を検討します。

(3) 旧田辺中学校ブロック

① 適正化対策

大規模校である田辺中学校の生徒数は令和11年度(2029)までは増加が続き、過大規模校となることが予想されています。

その後は減少に転じるものの、令和17年度(2035)まで過大規模校のまま推移する可能性があります。

一方で、大住中学校は今後大幅な生徒数の減少が見込まれます。

そのため、現在大部分が田辺中学校区となっている薪小学校区に、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入します。

また、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、旧田辺小学校ブロックにおける田辺小学校の校区変更にあわせて、田辺中学校から培良中学校への校区変更を行います。

② 適正化対策の実施時期

特定地域選択制度の導入及び校区の変更は令和8年度(2026)からとします。

③ 学校規模

適正化実施後、10年後の令和17年度(2035)における学校規模については、田辺中学校が生徒数801人24学級、大住中学校が生徒数677人20学級、培良中学校は生徒数349人12学級といずれも適正規模となる見込みです。

図表 生徒数の将来推計【適正化実施後】

(人、学級)

学校名	生徒数等	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
田辺中学校	生徒数	1,013	975	937	968	960	801
	学級数	27	27	27	28	29	24
大住中学校	生徒数	713	747	797	792	760	677
	学級数	21	22	24	24	23	20
培良中学校	生徒数	317	300	293	287	294	349
	学級数	9	9	9	9	9	12
合計	生徒数	2,043	2,022	2,027	2,047	2,014	1,827
	学級数	57	58	60	61	61	56

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

④ 通学距離及び時間について

特定地域選択制度を導入する薪小学校区から大住中学校へ通学する場合、通学距離は最長3km超となります。

そのため、通学距離が3km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行います。

2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画

※長寿命化計画改定とあわせて検討

3 学校付属施設に係る計画

※長寿命化計画改定とあわせて検討

京田辺市新しい学校づくりプラン〈中間案〉の概要

プランの基本事項

1 趣旨

京田辺市の未来を担う子ども達の「生きる力」を育む学校環境を整え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

本プランは、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示すものです。

また、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」との整合を図ります。

3 計画の期間

令和8年度(2026)から令和27年度(2045)までの20年間とします。

10年ごとに前期・後期に分け、前期については具体的な取り組みスケジュールを明らかにし、後期については令和18年(2036)に計画を改定して示します。

現状と課題

1 学校規模

小学校は適正規模校が5校、小規模校が3校、31学級以上の過大規模校が1校、中学校は適正規模校、小規模校、大規模校が各1校となっています。

2 新しい時代の学びへの対応

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教室などの学習空間も柔軟で創造的なものに転換していくことが求められています。

また、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の一層の充実や義務教育9年間を見通した教育に取り組んでいくことが求められています。

3 学校施設

多くの学校で校舎の老朽化が進んでいます。また、小学校の給食施設は、大半が現在の学校給食衛生管理基準に対応できていません。

小学校のプール施設については、水泳授業が民間の屋内プール施設で実施されていることから、その敷地の活用方策を検討していく必要があります。

プランの基本方針

1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針

(1) 望ましい学校規模

本市における学校規模（適正規模）の基準は以下のとおりです。

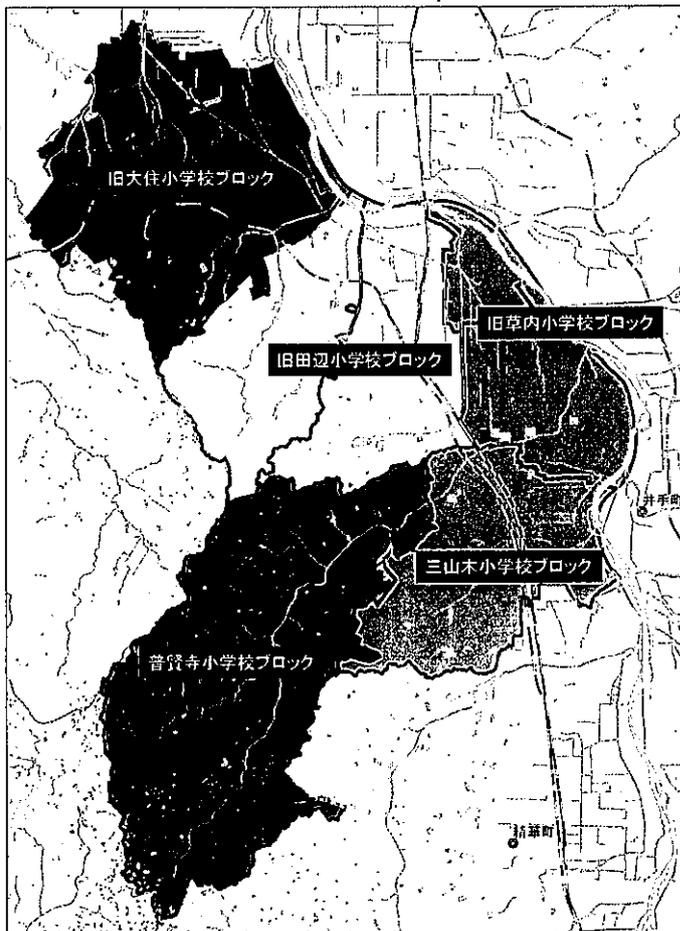
ただし、歴史的に地域コミュニティの核となってきた学校や小規模校として特色ある教育活動の実績を積み重ねてきた学校については適用しません。

区分	基準	前期計画で許容する範囲
小学校	1校あたり12～24学級	1校あたり6～30学級
中学校	1校あたり12～24学級	1校あたり9～30学級

(2) 望ましい学校配置

① 学校配置の検討区分

本市における学校の配置については、現在の市立小中学校の源流となった5小1中（旧大住小、旧田辺小、旧草内小、三山木小、普賢寺小及び旧田辺中）のブロックごとに検討し、対策を講じるものとします。



※左図は小学校の検討ブロック

※中学校の検討ブロック＝旧田辺中ブロックは京田辺市全域（奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く。）

② 通学距離及び時間

本市における望ましい通学距離及び時間は以下のとおりです。

なお、通学距離が3km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行うとともに、徒歩による通学時間が1時間を超えるような場合は通学支援を行うものとします。

区分	基準		備考
	通学距離	通学時間	
小学校	4km以内	1時間以内	徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援
中学校	6km以内	1時間以内	通学距離3km程度の地域は自転車通学 徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援

(3) 適正化の考え方

前期計画では、現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組むものとします。

2 新しい時代の学びを支える学習環境に係る基本方針

学校教育審議会で審議中

3 学校付属施設のあり方に係る基本方針

(1) 小学校給食施設※検討内容の中間報告

小学校給食の提供方式について、「自校調理方式」「親子調理方式」「共同調理方式」の3方式の比較・検討を行いました。

ドライシステム化されている三山木小を除く8校のうち5校は、敷地形状や車両動線に課題があり、自校調理方式による更新整備は物理的に困難です。

また、更新整備が可能な他の3校も、親子調理方式による親校としての施設整備には立地上の課題があります。

共同調理方式の給食施設は、工業地域や市街化調整区域等で、かつ、配送トラックの通行のため周辺道路の幅員が6.5m以上ある場所での整備が求められます。

(2) 小学校プール施設

検討中

前期計画（令和8年度～令和17年度）

1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画

前期計画では、教室不足の発生回避と過大規模校の解消を目的として、旧田辺小学校ブロック、三山木小学校ブロック及び旧田辺中学校ブロックで学校選択制度の導入及び通学区域（校区）の変更による適正化に取り組みます。

(1) 旧田辺小学校ブロック（田辺小、薪小）

■適正化対策

大規模な開発が計画されている田辺中央北地区及びその周辺地域に今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅について、校区を田辺小学校校区から田辺東小学校校区へ変更します。

また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域には、田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度¹を導入します。

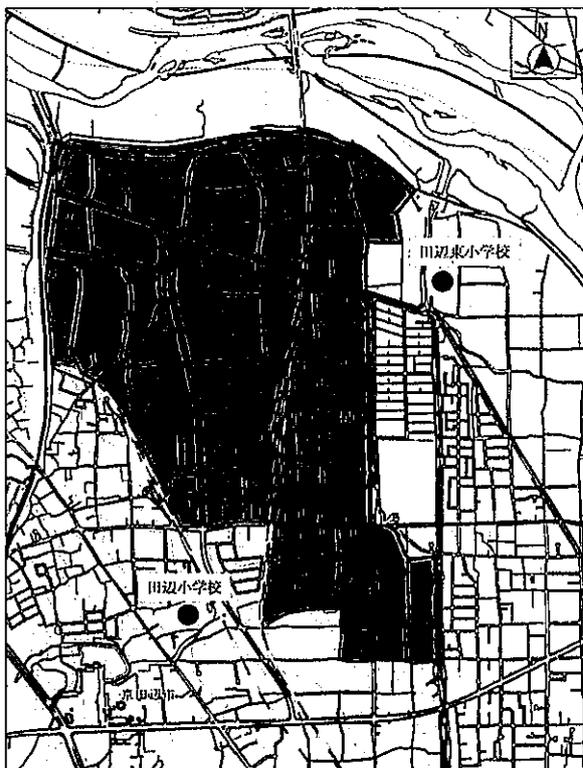
■実施時期

令和8年度(2026)からとします。

■10年後の学校規模

田辺小学校、薪小学校のいずれも適正規模となる見込みです。

また、田辺東小学校も適正規模となる見込みです。



- 小学校の位置
- 田辺小学校区
- 田辺東小学校区
- 田辺小学校区（対象区域）

※今後、対象区域で建築される一定規模以上の共同住宅は田辺東小学校区（中学校は培良中学校区）とする。

※上記共同住宅以外の区域には田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。

¹ 特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

(2) 三山木小学校ブロック (三山木小)

■適正化対策

学校敷地の拡大やプール跡地の活用により教育環境の確保・改善に努めるとともに、大規模状態を緩和するため三山木小学校区に草内小学校・田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入します。

■実施時期

特定地域選択制度を導入は令和9年度(2027)からとします。

■10年後の学校規模

過大規模は解消される見込みです。

(3) 旧田辺中学校ブロック (田辺中、大住中、培良中)

■適正化対策

現在大部分が田辺中学校区となっている薪小学校区に、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入します。

また、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅は、校区を田辺中学校から培良中学校へ変更します。

■実施時期

令和8年度(2026)からとします。

■10年後の学校規模

田辺中学校、大住中学校、培良中学校のいずれも適正規模となる見込みです。

2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画

学校施設長寿命化計画の改定とあわせて検討中

3 学校付属施設に係る計画

学校施設長寿命化計画の改定とあわせて検討中

問い合わせ

京田辺市教育委員会学校教育課

住所：〒610-0393 京田辺市田辺80

TEL：0774-64-1392

FAX：0774-64-1391

E-mail：gakko@city.kyotanabe.lg.jp

協議

「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定方針について

「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定方針について、協議する。

令和7年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(協議理由)

本件は、「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定方針について、協議するものである。

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画策定方針（案）

1 趣旨

就学前教育・保育施設については、「こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」（平成29年9月策定）に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」（以下「第1期計画」という。）により、大住こども園や河原こども園の整備などの再編整備を進めてきた。

引き続き増加する保育ニーズへの対応や第1期計画期間中に明らかになった新たな子育て支援施策への対応の必要性等から「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」（以下「第2期計画」という。）を策定するに当たり、その策定方針を定めるものとする。

2 第2期計画の期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

3 再編整備案骨子（別紙イメージ図参照）

①松井ヶ丘幼稚園の大住こども園への統合（令和9年度）

＝令和6年度において松井ヶ丘幼稚園の園児数が集団教育を実施する上で困難な数となり、第2期計画以降も幼稚園ニーズが減少する見込みのため。

②新幼稚園のこども園化（令和9年度）

＝3歳以上児の保育ニーズの受け皿の確保
・送迎用駐車場の確保

③草内地区における就学前施設の再編（令和9年度～令和11年度）

＝3歳以上児の保育ニーズの受け皿の確保及び民間活力の活用
・民間こども園（「(仮称)草内こども園」）の新設（令和9年度）
・草内保育所
→新設民間こども園（保育所枠）への統合（令和9年度）
・草内幼稚園
→新設民間こども園（幼稚園枠）への統合（令和11年度）

④三山木地区における小規模保育施設の整備（令和8年度）

＝待機児童対策として1・2歳児の保育ニーズの受け皿の確保

⑤「こども誰でも通園制度」受け皿の確保

＝令和8年度からの「こども誰でも通園制度」本格実施への対応

○今後の転入者の保育ニーズへの対応

＝幼稚園及び保育所のこども園化などの施設整備の推進

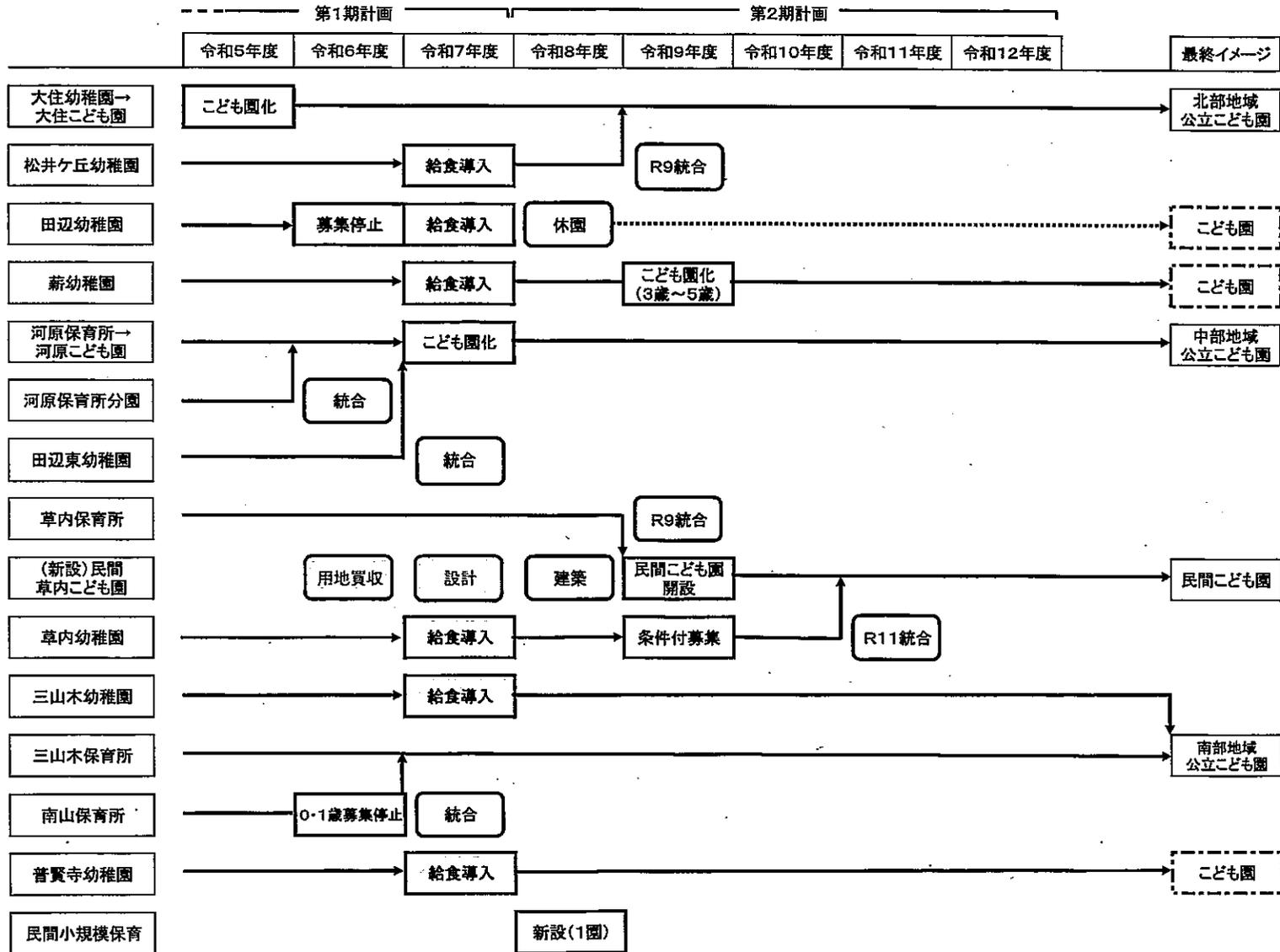
4 通園区域について

再編整備により幼稚園の統合を進める中、幼稚園の通園区域（園区）を小学校区に合わせることに困難となってきたため、将来的な園区のあり方について検討する必要がある。

5 スケジュール

令和7年 6月	教育委員会(第2期計画策定方針案) 文教福祉常任委員協議会
8月	子ども・子育て会議
11月	教育委員会(第2期計画案) 文教福祉常任委員協議会 子ども・子育て会議
12月	パブリックコメント
2月	策定

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画イメージ図(案)



- ・草内地区における統合は、代替施設となる民間こども園の整備が前提となります。
- ・草内幼稚園の条件付募集は、(新設)民間草内こども園への統合が前提の募集です。
- ・このチャートは現時点での予定であり、就学前児童数や保育ニーズの状況により変更する場合があります。